

いわて国際水準GAP

(青果物)

マニュアル

※きのこ類及びスプラウト類は適用除外

令和5年11月30日

岩手県農林水産部

区分	農業生産工程段階	品目	分野
I 経営体制全体	全般	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
1	ほ場や栽培品目、施設、外部委託先等の基本情報を文書化している。	<p>下記①～⑥を文書化し、②～⑤の地図・配置図を作成している。</p> <p>① 農場（農場名、所在地、連絡先）</p> <p>② ほ場（ほ場名等、所在地、面積、栽培品目）</p> <p>③ 倉庫（所在地、保管物（農薬・肥料等の資材、燃料、機械等））</p> <p>④ 農産物取扱施設（名称、所在地、取扱品目）</p> <p>⑤ 水源や排液の処理場所、その他施設一般（名称、所在地等）</p> <p>⑥ 外部委託先（名称、委託工程、所在地、連絡先）</p>

1 解説

GAPは、どのように農場を管理しているかを「見える化」し、管理を適切に実践して持続可能な農業経営を行うとともに、その内容を文書化や記録することにより顧客や地域住民に説明責任を果たすための道具です。

その「見える化」の第一歩として、農場の基本的な情報を把握し、GAPで管理する範囲＝適用範囲を明確にします。適用範囲には、出荷する商品（品目）とその仕様、生産工程（外部委託を含む）、ほ場、倉庫・農産物取扱施設等の情報を含みます。これらの情報は、生産工程フロー図（栽培、収穫、農産物取扱等）、ほ場地図や施設のレイアウトを作成すること等で把握し、明確にします。これらの情報を十分に把握することにより、生産環境や生産工程に潜む食品安全、環境保全、労働安全に関する様々なリスクを推定することができ、そのリスクの大きさの評価とリスクに応じた農場管理のルールが確立が可能となります。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）

参考 取組例

- ・ ほ場の位置、面積を記録し、台帳等で保存している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
I 経営体制全体	全般	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
2	農場の組織体制ができている。	① 各業務の責任者（農場、商品管理、肥料管理、農薬管理、労働安全、労務管理等）を定めて、農場内に周知している。 ② 各責任者は、役割について理解し、情報収集や能力向上に努めている。

1 解説

経営者が組織体制を定め、業務ごとの責任者を任命し、責任を担う範囲を明確にして農場内に周知することが、農場のルールを定める上でのスタートです。

責任者には、必要な専門知識、十分な経験を有する人員を当てます。責任者の力量、経験が不足するなら、経営者又は責任者が専門知識を有している外部の人員に相談できる体制を整備します。責任者は行政や関連事業者等から最新の情報を入手し、知識・能力の向上・更新に努めます。特に食品安全、農薬・肥料等の資材、労働安全、労務管理等の情報の収集、知識の取得は農場の運営上、とても重要です。

責任者の任命は、将来の農場経営を担う人材の育成にも役立ちます。後継者や従業員を責任者として任命し、相応しい権限を委譲することにより、責任感や自主性の向上にもつながります。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）

参考 取組例

- ・ 農場の責任者及び各作業の責任者を決めている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
I 経営体制全体	全般	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
3	「食べ物（安全な食料）を生産する」という基本的な姿勢を持っている。	① 農場の理念を定めて、農場内に周知している。 ② 理念を実現するための行動指針を定めて周知している。なお、次の5分野（食品安全、環境

		保全、労働安全、人権保護、農場経営管理)の観点を含むものとする。
--	--	----------------------------------

1 解説

農場を持続可能にするためには、「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の5つの分野から農場を適切に管理することが大切です。

GAPを活用して農場の管理に取り組むと、無駄な投資を回避することができたり、作業効率が向上したり、作業者のモチベーションや意識が向上したりするなど、様々なメリットが得られます。その結果、取引先との信頼関係が増す、新たな顧客を獲得する、地域社会との良好な関係を築けるようになるなど、農場の経営も好転します。

ただし、これらは、GAPを継続的に取り組むことによって得られる結果でしかありません。そもそもGAPは、「良い農場」にするための「やり方」を示したものであって、それぞれの農場がどのような農場を、「良い農場と考えているのか」が重要です。経営者は、農場の目標を「農場運営の方針」として明らかにし、判断に迷った時の基準、指針として活用します。どうしてGAPに取り組むのか、どのような農業者になりたいのか、そのために何をすべきかを考え、農場が目指す方針を定め、周辺の方々ともコミュニケーションをとりながら、農場内（全従業員）に周知します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）

参考 取組例

- ・ 農場の経営理念を定めている。
- ・ 理念を実現するために、どのように行動したらよいのか具体的な行動基準を定めている。
- ・ 掲示や対話等により農場で働く人と経営理念や行動基準を共有している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
I 経営体制全体	全般	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
4	自己点検を実施し、改善に向けた取組をしている。	① 本チェックシートを踏まえて農場のルールを定め、ルールにしたがって実施・記録している。 ② 年1回以上、記録を自己点検し、不適合だった項目の改善を図るとともに、ルールを見直している。

1 解説

農場を持続可能にするためには、農場運営の方針を実現するための組織体制、仕組やルールづくりを行うことが必要です。

GAPに取り組む農場では、

「農場運営の方針の策定 → 組織体制の整備 → 農場のルールづくり → ルールの実践 → 実行の記録 → 記録及びルールによる効果の検証 → 組織体制／農場ルールの見直し・・・」のサイクルを繰り返すことで、より良い農場、つまり農場運営の方針に近づくことができます。このサイクルこそ、組織＝農場のマネジメントシステムです。方針を達成するため計画（Plan）を立て、実践（Do）し、結果を検証（Check）して、次の活用のために改善（Act）する（＝PDCA サイクル）活動です。このような手法は、ISO 9000（品質マネジメントシステム）や ISO 22000（食品安全マネジメントシステム）などで取り入れられており、GAPにおいてもこの仕組みが備えられています。計画（Plan）に相当するのが手順書（農場のルール）であり、手順書に従い作業を実施・記録（Do）し、自己点検で記録を検証（Check）した上で、不適合の是正・改善（Act）を図ります。

こうした活動を通じ、農場のルール、農場の管理体制を整備・確立し、持続可能な農場経営を実現します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成 30 年 3 月 20 日農林水産省公表）

参考 取組例

- ・ 農業生産（栽培、収穫、出荷等）の計画を策定し、「食の安全」、「環境保全」、「農作業安全」、「人権保護」、「農場経営管理」のための点検項目、又は手順書を作成している。
- ・ 点検項目を基に、栽培、収穫、出荷作業等を行い、「食の安全」、「環境保全」、「農作業安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の確保のための取組内容を帳簿等に記録、保存している。
- ・ 点検項目等と記録の内容を基に、自己点検を行い、その結果を保存している。
- ・ 自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、次の農作業の改善に結びつけている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
II 生産体制全体	苗づくり・定植	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
5-1	新しい技術や品種の開発時に、必要となる知的財産を保護する手段を知っている。	権利化・秘匿・公開の3手段について理解し、該当する技術や品種があれば、特許・品種登録等をしている。

5-2	種苗法などを理解してを守っている。	① 種苗法や商標法、地理的表示法などの知的財産の制度を理解し、守っている。 ② 許諾の必要な品種の種苗は、許諾を得て栽培している。
-----	-------------------	----------------------------------------------------------------------

1 解説

農業には、多くの知的財産があります。新たに開発された技術、工夫した器具、商品の名称、農場のロゴマーク、ブランド、改良した品種等は、知的財産です。特定の産地では、地理的表示保護制度（いわゆる GI 制度）もあります。他者のこうした知的財産を侵害すると、法令違反等になり、他者にも自身にも大きな損害が発生します。

特に、種苗法は、植物新品種を開発し、農林水産省に登録した「登録品種」を開発者に許可なく増殖したり、他者に譲渡したりすること等を制限しています。

優良な品種は農産物を生産する基礎であり、優れた品種の育成はその発展を支える重要な柱です。しかし、新品種育成には、長期にわたる労力と多額な費用が必要な一方で、第三者が容易に増殖（採種や栄養繁殖等で個体数を増やすこと）できてしまう場合が多いため、育成者権者が望まない譲渡による流出が起り、他者が勝手に増殖する事態となれば、開発者は新品種の利用による利益を十分に享受できず、新たな品種を開発しようという意欲がそがれてしまいます。そこで、新たな品種の育成を促進し新品種の開発者の権利を適切に保護するために「種苗法」に基づく品種登録制度が定められています。

農業者が登録品種の収穫物の一部を次期作の種苗として利用する「自家増殖」が、種苗法で認められていますが、一部省令で定められている植物種類では育成者権者の許諾が必要です。また、農業者が増殖したとしても、得られた種や苗を他人に譲る場合は自家増殖とは認められないため育成者権者の許諾が必要です。

また、種苗の増殖に取り組む農業者は、我が国の農業の発展に資する優良な登録品種が育成者権者の望まない形で譲渡されることがないように、常に注意を払う必要があります。

さらに他人の知的財産を侵害しないだけでなく、自らの知的財産を守ることが大切です。必ずしも特許や実用新案を申請したり、品種登録をしたり、商標登録をしたりしなければならないわけではありません。特許、実用新案、品種登録、商標登録は知的財産を権利化する手段です。権利化以外にも秘匿する、公開するといった手段があります。権利化すれば文字通り自らの権利として保護されますが、一般の知るところとなります。秘匿はどこにも出さず隠すことで知的財産を守ることです。しかし、同じような技術やブランドを他の人が作った場合、その人に権利化されてしまう可能性があります。公開は自らの権利を放棄し、広く一般にその知的財産を解放するものです。直接個人の利益にはなりません。知的財産管理の費用は掛からず、産地全体の振興などに貢献します。

このように、自身と他者の知的財産を保護することで、農場の経営の安定化を図ります。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 種苗法（平成10年法律第83号）
- ・ 種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）

- ・ 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）
- ・ 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）
- ・ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）

参考 取組例

（5－1）

- ・ 活用手段決定前の段階における技術内容等を秘匿している。
- ・ 活用手段を適切に選択（権利化、秘匿、公開）している。
- ・ 技術内容等を文書化している。
- ・ 秘密事項の管理規程を整備している。

（5－2）

- ・ 登録品種を自らの農園で利用するために自家増殖する場合は、権利者の利用許可を得ている。
- ・ 登録品種の種苗を利用（譲渡等）する場合は、権利者の許諾を得ている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅱ 生産体制全体	全般・計画	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
6	栽培と出荷の計画を立て、実績を評価し、必要に応じて次の計画に反映している。	① 栽培と出荷の計画を立てている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業内容及び実施時期 ・ 品目ごとの収穫見込量 ・ 生産性等に関する目標 ② 上記①に基づいた農作業を記録している。 ③ 計画と実績を比較し、次の計画立案に役立っている。

1 解説

農場を安定的に運営するためには、事前に適切な生産計画を立てることが重要です。生産計画の策定により、計画的な資源の手配（ほ場・作業員・機械設備・資材等）が可能になり、投資も計画できるようになりますし、収穫量の見込みが立てば取引先との継続的な取引、契約が可能となり、販売や営業のスケジュールの根拠としても活用できます。また、適切な生産計画を立てることは、農場としての生産目標、達成度の評価の基準としても役立ち、やりがいも生まれます。

生産計画に沿って作成する実践した内容に関する農作業の記録は、問題発生時に後からこれまでの作業が適切だったのか確認する基礎資料となります。また、取引先などから作業内容について問われた際に自らの行動を証明する資料となります。

さらに、計画と実績を比較することにより、改善点を見出し、次の生産計画の基礎資料として活用します。

管理点番号4と併せて、定期的な見直しを行って生産性の向上、効率的な投資など、より良い農場運営を目指します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）

参考 取組例

- ・ 経営者又は作業責任者が農業生産（栽培、収穫、出荷等）の計画を策定している。
- ・ 計画に基づき農作業を行い、誰が、いつ、何の作業を行ったかなどを記録している。
- ・ 記録された農作業の実績を基に計画を見直し、次の生産計画の作成に役立てている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅱ 生産体制全体	全般	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
7	農場管理の記録を保管している。	農場管理の実証に必要な記録の内容を定めて、その記録を1～3年保管している。

1 解説

農場での活動や作業、使用した資材等の記録は、自らの行動の確認、管理方法の見直し等に活用する他、取引先等、他者に提示するためにも活用できます。

自らの行動や計画に活用する方法として、管理点番号4の自己点検で、農場のルールどおりに活動したか確認するための資料、管理点番号6の計画と実績を比較する際のデータとして使うことが挙げられます。また、他者に提示する場面として、GAP認証の審査や取引先等からの要求があります。GAP認証の審査では、農場の取組について記録類を使って確認する場面があります。取引先によっては、定期的に記録の提出を求める場合があります。さらにクレームが発生した際には、原因調査のために記録を確認し、報告する必要も出てきます。

こうした事態に対応するために記録を作成し、一定の期間、保管します。加工食品の原料として使用される場合でも、加工食品等の賞味期限（消費期限）に相応しい期間、保管しましょう。ただし、単に記録を保管すればいいわけではなく、必要な時に必要な情報を取り出せるよう、記録を整理しておきます。特にクレーム等が発生した際には、素早く対応することが重要ですので、記録をすぐに活用できる状態にしておきます。

<参考>

- ① 農産物の出荷に関する記録については1～3年間（保管期間は取扱う食品等の流通実態・法令に応じて設定）
- ② 農産物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに

対応するために必要な期間
 ※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・ 食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
- ・ 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）

参考 取組例

- ・ 自己点検の結果について、保管期間を決め保管している。
- ・ 出荷先、出荷日、出荷品目、出荷量などの記録の保管期間を決め、保管している。
- ・ 出荷物がどのほ場で、いつ収穫されたものかを記録し、その保管期間を定めて保管している。
- ・ 記録の保管期間は出荷先に応じて対応している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲ リスク管理	全般	共通	食品安全

番号	管理点	管理基準
8	作業工程ごとに食品安全の観点からリスク評価を実施する。	① ほ場、栽培、収穫、運搬、調製、選別、出荷等の作業工程ごとに食品安全の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。 ② リスクが高い危害要因について、危害要因によるリスクを防止・低減する対策を決めて、その対策のルールを設定し、これに基づいて対策を実施・検証・見直している。

1 解説

安全な農産物を提供することは、農場の責務です。安全でない農産物を出荷、販売等してしまうと、法令違反であるだけでなく、消費者に取り返しのつかない人的被害を与えてしまいかねません。重大な人的被害を出さないまでも、消費者や取引先に大きな損害を与えてしまい、農場の信用を大きく損なってしまいます。そうした事故の発生を未然に防ぐため、農産物の安全性を脅かす危害要因を検討し、消費者に健康被害が発生しないように管理します。

農産物に関連する危害要因には、生物的（病原性微生物やノロウイルス等）、化学的（かび毒、重金属、残留農薬等）及び物理的（硬質異物等）なものがあります。危害要因分析では、農産物がどう消費されるかを考慮しつつ、その生産工程にどのような危害要因が潜んでいるか考えます。人や、土壌や水などの生産環境に由来するものや、農薬

や堆肥などの生産資材に由来するもの、生産工程の中で発生しうるものを、生産工程に沿って列挙し、それらに対する管理手段を挙げていきます（既に行っている管理の振り返りと、追加すべき管理の検討）。

危害要因分析の結果、重要な危害要因については、生産工程で危害要因による汚染を防止・低減するため、危害要因による農産物の汚染を防止・低減する対策を農場のルールとして策定し、作業員に対しルールを周知します。この際に、特に注意を要する管理点があれば特定し、更に測定可能な管理の基準がある場合には、その限界値を設定し、管理基準の測定方法を定めます。危害要因に関して、農産物中の最大基準値又は残留基準値が設定されている場合には、それを超えないような対策を策定し、周知します。

実際にルールを運用してみて、記録や検査に基づいてルールが守られているかどうか確認するとともに、本当に危害要因による汚染を防止・低減できたのか対策の有効性を検証します。ルールが危害要因による汚染の防止・低減に有効でないと判断された場合、ルールを見直します。

また、生産工程を変更した、新しい施設・機械を導入したなど環境に変化があった場合には、あらためて危害要因分析を行い、必要に応じてルールを見直します。

農場に関連する食品安全上の危害要因の抽出・特定にあたっては、厚生労働省が作成しているガイドランスにある「原材料に由来する潜在的な危害要因」や農林水産省が策定している、優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質、有害微生物のリストに掲載されている危害要因やそのリスクプロファイルも参照します。

危害要因分析は、ほ場・倉庫・作業所等の場所ごと、土や水、農薬、肥料等の資材の保管や状態ごと、作業員や機械、器具等の関わりごとに、危害要因を抽出・特定し、食品安全上のリスクの大きさを推定しなければなりません。危害要因分析は、管理点番号1で把握した、生産工程フロー図、地図・レイアウト図等を活用して実施します。この危害要因分析が適切でないと、本来、対策を強化すべき部分がぜい弱になったり、逆に本来はそれほど対策を取らなくてよい部分に過剰な投資をしてしまったりということが発生します。想定される消費者の健康リスクの大きさや、食品安全上の問題が発生した際に生じる自らの経営上のリスクに見合った対策を取ることが必要です。

危害要因分析（危害要因の抽出・特定、重要な危害要因かどうかの判断、管理手段の検討） → 危害要因による汚染の防止・低減対策の立案と実施 → 対策が有効に機能しているかの検証 → （必要に応じて）対策の見直しを繰り返し、食品安全上の管理体制を確立します。

農業は、開放系の作業が多いため、生産環境に由来する危害要因の管理が特に重要です。

また、悪意を持った者による意図的な危害要因の混入も考えられますので、食品防御（フードディフェンス）や食品偽装（フードフラウド）の観点も盛り込んだ管理を実施します。

なお、農産物の種類ごとに、農林水産省、厚生労働省、農研機構等から危害要因の管理のガイドラインや指針が発行されている場合には、それらを参考にして危害要因分析を行い、自らの農場の管理体制を確立します。危害要因分析を行ったら、農場における作業の様子や現場の実態と照合し、抽出した危害要因に漏れがないか、危害要因による食品安全上のリスクを過少又は過大評価していないかを確認しましょう。

食品安全には直接影響しない、農産物の品質を損なう事故も、度重なれば農場の信用を失墜させます。品質を低下させる要因（砂の付着、毛髪やビニール片の混入、過熟、黄変など）についても上記と同じ手順で抽出し、要因分析、要因の発生防止・低減対策

の検討、実行、見直しにより、品質事故を起こさない体制づくりを目指します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）
- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・ 野菜の衛生管理指針（第 2 版）を活用した衛生管理の推進について（令和 3 年 7 月 30 日付け 3 消安第 2503 号、3 農産第 464 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）
- ・ 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（令和 3 年 3 月 24 日付け農林水産省公表）
- ・ 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト（平成 28 年 12 月 26 日付け農林水産省公表）
- ・ 食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）
- ・ 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed（CXS 193-1995））

参考 取組例

- ・ 覆いのない野菜の上で、せきやくしゃみ、喫煙や飲食など、汚染や異物混入の原因となる行動をしていない。
- ・ 収穫された野菜の汚染の可能性を防ぐため、食用として適さないものを分別している。
- ・ 野菜の傷んだ部分や土を、清潔な器具等で取り除くよう努めている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲ リスク管理	全般	共通	労働安全

番号	管理点	管理基準
9	作業工程ごとに労働安全の観点からリスク評価を実施する。	① ほ場、栽培、収穫、運搬、調製、選別、出荷等の作業工程ごとに労働安全の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。 ② リスクが高い危害要因について、危害要因によるリスクを防止・低減する対策を決めて、その対策のルールを設定し、これに基づいて対策を実施・検証・見直している。

1 解説

事業主や家族従事者、雇用している作業者が作業中に事故にあえば、経営に深刻なダメージを与えます。死亡や重傷事故が発生すれば、場合によっては、廃業せざるを得ない事態になりかねません。

農作業事故の発生を防ぐためには、営農上に潜む危害要因（危険な場所・作業・もの・状態）や、危害の程度を把握し、それを踏まえた改善策を講じることが重要です。日頃から作業手順、作業環境等についてチェックを行い、作業方法の見直しや危険箇所の明示又は改善を行っていく必要があります。

農場に被雇用者がいる場合、使用者（事業主＝農場経営者）には「労働安全衛生法」により労働者に対して労働災害を防止する義務があります。「労働安全衛生法」は被雇用者のいない家族経営には適用されませんが、被雇用者のいる農場同様に自身、家族の安全を守るための活動を行うことが、農場を継続するために必要です。

具体的な取組の流れは以下のようになります。

- ① ほ場地図など農場の基本情報を確認しながら農場内の危険な作業・危険な箇所、危険な機械・器具、危険物を抽出
- ② 過去の事故事例や農場内の事故経験などを参考に、労働災害の起こりやすさ及び健康に対する悪影響の程度を考慮した労働安全に関する危害要因のリスク評価の実施
- ③ リスク評価に基づき、リスクが高いと評価された労働安全に関する危害要因を除去又は低減するための対策（農場のルール）を設定
- ④ 農場のルールの実施
- ⑤ 農場のルールの実施により労働安全に関する危害要因を除去又は低減できているか検証を実施、適切に除去又は低減できていない場合には②からやり直し
- ⑥ ほ場・施設・機械の変更、工程の変更等が発生した場合は②からやり直し

またリスクを低減するための対策は、以下の3つを念頭に組み合わせて立てます。

- ・ 事故が発生する確率を下げる。
- ・ 発生しても被害の範囲や影響度を小さくする。
- ・ 被害を補償、補てん、修繕する。（リスクが小さい場合、もしくは大きすぎて自らの管理を超える場合に導入される）

農作業事故の減少に向けて、農作業安全のリスク管理に取り組むことが求められます。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- ・ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年4月30日労働省告示第53号）

参考 取組例

- ・ 作業手順、作業環境や危険箇所についてチェックを行い、作業方法の見直しや作業現場の改善、危険箇所の表示等に関係者で情報共有しておく。
- ・ ほ場の出入口は傾斜を緩くして、幅を広くする。耕作道の曲がり角は隅切りにし、路肩や側溝はわかりやすくするために草刈りを行い、路肩が軟弱な場合は補強を行う。
- ・ 自ら所有していないほ場や公共の道路等のために改善できない場合は、危険箇所等に関する情報を従事者だけでなく広く関係者と共有する。

- ・ 危険性の高い作業を行う場合は、作業者の負担軽減や危険な状況を知らせる補助者を配置する等、一人で作業を行わないようにする。
- ・ やむを得ず一人で作業を行う場合には、作業内容や作業場所を家族等に伝えておく、携帯電話を必ず所持する等、事故が発生した際の早期発見のために必要な措置を行う。
- ・ 作業委託を行う場合は、受託者に対して危険箇所や注意事項等について事前に説明し、事故防止に努める。
- ・ 事故が発生する可能性が高いと感じた「ヒヤリ・ハット」事例や軽微な事故事例は、危害要因を把握し、対策を講じることが出来る貴重な情報である。原因を分析し、迅速に必要な対策を講じることで再発防止や未然防止に役立てることが出来る。また、これらを他の従事者と共有する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲ リスク管理	全般	共通	環境保全

番号	管理点	管理基準
10	作業工程ごとに環境保全の観点からリスク評価を実施する。	① ほ場、栽培、収穫、運搬、調製、選別、出荷等の作業工程ごとに環境保全の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。 ② リスクが高い危害要因について、危害要因によるリスクを防止・低減する対策を決めて、その対策のルールを設定し、これに基づいて対策を実施・検証・見直している。

1 解説

農業は土や水など地域の自然環境を活用して行う産業です。環境を汚染してしまうと安全な土や水を確保することができなくなる恐れがあり、持続的な農業経営が困難になりかねません。自らの農業活動が環境に対してどのような影響を及ぼすのかを評価し、環境保全に努めます。

また、自然環境だけでなく、地域社会との共生といった社会的な環境についても配慮します。例えば、水の利用について水源の汚染を防ぐだけでなく、水利のルールを守る、地域の清掃活動に参加するなど、地域社会と良好な関係を築きます。周辺の方々と良好なコミュニケーションをとりましょう。

具体的な取組の流れは下記ようになります。

- ① 農場の基本情報を確認し、周辺の環境や使用する資源を把握
- ② 環境汚染の起こりやすさ及び環境に対する悪影響の厳しさ*を考慮したリスク評価の実施

*「環境に対する悪影響の厳しさ」とは、取り返しがつかない、自然の回復力・復元力では修正できない、浄化能力を超えるなど、地域や水質、土壌汚染、地球環境に与える影響で判断します。

③ リスク評価に基づき、リスクが高いと評価された環境に負荷を与える要因を除去又は低減するための対策（農場のルール：施肥計画、廃棄物の処分方法等）を設定

④ 農場のルールの実施

⑤ 農場のルールの実施により環境負荷要因を除去又は低減できているか検証を実施、適切に除去又は低減できていない場合には②からやり直し

⑥ ほ場・施設・機械の変更、工程の変更等が発生した場合は②からやり直し

また、リスクを低減するための対策は以下の3つを念頭に組み合わせて立てましょう。

- ・ 事故が発生する確率を下げる。
- ・ 発生しても被害の範囲や重大性を小さくする。
- ・ 被害を補償、補てん、修繕する。（リスクが小さい場合、もしくは大きすぎて自らの管理を超える場合に導入される）

近年、世界規模での気候変動が取りざたされ、我が国でも自然災害が多発しています。自然災害による被害、環境影響を受けやすい農業だからこそ、自らの農場が環境破壊、汚染源とならない取組が大切です。

管理点番号 28、32、40、41、42、44 等と合わせ、環境保全に努めましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）
- ・ みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月 12 日農林水産省公表）

参考 取組例

- ・ 過剰施肥防止のため、土壌診断を実施し、施肥設計を行っている。
- ・ 劣化した肥料袋やハウスの被覆資材などのプラスチック類について、放置や野焼きを行わず、法令等に従い、適切に処分する。
- ・ ハウスの被覆資材に耐用年数の長い展張フィルムを選択し、廃棄物の発生を抑制する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲ リスク管理	出荷	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
11-1	収穫の記録を付け保存している。	ほ場ごとに品目、収穫日、収穫数量を記録し、栽培記録や衛生管理等の他の記録と紐づけしている。

11-2	出荷の記録を付け、保存している。	出荷品目、出荷日、出荷数量、出荷先を記録し、収穫記録と紐づけできるようにしている。
11-3	出荷する農産物に適正な表示をしている。	食品表示法に基づき適正に名称及び原産地を表示している。

1 解説

出荷する農産物には、食品表示法に基づき適正に名称及び原産地を表示します。さらに、納品・取引先には、農場名、商品の情報（数量、規格等）、出荷日もしくは納品日を情報として提供します。この農場名と出荷日は、取引先からの問い合わせに答えられるよう、各種記録にひもづけます。クレームが発生した場合、再発防止のための原因の追及と、被害を最小限に食い止めるために出荷した農産物の回収が必要になります。そのために記録をひもづけ、トレーサビリティを確保します。

トレーサビリティには2つの方向があり、ひとつは、事故品から原因となった作業、場所等を特定するために記録を使ってたどる作業です。もうひとつは、原因となった作業、場所と同じロットの農産物をどこに出荷したか、記録を使ってたどる作業です。この双方向をたどることができてはじめてトレーサビリティが確保されている状態になります。

農産物と出荷、出荷と収穫、収穫と栽培（防除、施肥、種苗管理等）の記録を日付やほ場名、品種名等でひもづけ、付帯する衛生管理（作業者の体調、手洗い、消毒液濃度等）、品質管理（温度や湿度、保管期間等）の記録とも関連付けることができれば、出荷した農産物の詳細な履歴をたどることができるようになります。

なお、クレーム対応や商品回収の範囲を決めるために、出荷、収穫の記録について1ロットをどのように設定するかが重要です。1日1ほ場を1ロット、1日複数ほ場を1ロット、複数日1ほ場を1ロットなど、農場によって考え方は異なります。ロットの単位を小さくすればするほど、日頃の記録は多くなりますが、問題発生時の原因特定がしやすくなり、出荷停止や回収の範囲は最小限にとどめられます。ロット単位を大きくすれば、日頃の記録はしやすいですが、問題発生時に出荷停止、回収の範囲が大きくなってしまいます。バランスの取れたロット単位を設定する必要があります。

経営方針に従ってロットの考え方を決めたら、日数やほ場の単位＝ロットごとの収穫量、そして調製作業による廃棄量を記録します。こうした一連の記録により、製品の歩留り、秀品率等を把握できるようになりますし、計画と実績を比較し、次期作の計画を立てる際や経営改善にも役立てることが可能になります。

農場では、他の農場の生産工程の一部を請け負うこと、委託すること、また他の農場の農産物を購入して販売、流通することもあります。その場合、他農場の農産物と自農場の農産物とが混ざらないように識別（農場の別を表示）するか、混合したことを記録する必要があります。

生産工程の一部を外部に委託する場合には、農産物のうち、どれが外部に委託したもののか、把握できるようにしておきます。具体的には、定植するほ場を分ける、定植日・収穫日を分ける、委託する品種と自作する品種を分けるなどします。こうすることで、外部委託先がこちらの要求どおりの栽培管理の能力を有するか、評価することができます。また、外部委託又は購入した農産物＝出荷物については、品種別に分ける、出荷先を分ける、伝票や包装に荷印を付けるなどして、識別できるようにしておきます。外部には識別できない方法でも構いません。

もちろん、農場の農産物と、購入又は外部委託した農産物を混合して出荷しても構い

ませんが、その場合、出荷した農産物へのクレームが、農場の管理によるものなのか、購買先・外部委託先の管理能力によるものなのか、判別できなくなります。混合する場合は、そのまま農場の責任としてクレームに対応する覚悟が必要です。

農産物のお荷や収獲等に係る記録は、管理点番号7と同様、一定期間保管しましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・ 食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
- ・ 食品表示法（平成25年法律第70号）

参考 取組例

（11-1、11-2）

- ・ 出荷先、出荷日、出荷品目、出荷量を記録し保存している。
- ・ 出荷物がどのほ場で収穫されたものか記録している。
- ・ 記録の保存期間は出荷先に応じて対応している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲ リスク管理	全般	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
12	農場のルールに基づく管理を遵守することについて、外部委託先と合意している。	<p>農場は外部委託先と契約を結んでいる。農場と外部委託先との間で交わされた契約文書は下記①～⑤の内容が含まれている。</p> <p>なお、農場と外部委託先が契約文書を交わせない場合には、外部委託先が公開・提示している文書（約款等）を農場が確認することで契約文書として代替することができる。</p> <p>① 農場の経営者名、住所及び連絡先 ② 外部委託先の名称、所在地、連絡先及び代表者名 ③ 外部委託する業務（工程）及びその業務（工程）に関するルール ④ 上記③について農場が定めたルールに従うことの合意 ⑤ 契約違反の場合の措置に関する合意</p>

1 解説

農場で農産物を生産し、取引先に納品するまでの間、外部の事業者等に工程の一部を委託することがあります。その場合、農場の経営者又は責任者は、工程を委託する事業者が農場のルールを遵守できる能力を有しているか評価し、実際に遵守していることを点検・確認することを、委託先に合意してもらうことが重要です。また、農作業等を支援するサービスの提供事業者が表示すべき情報等の指針を定めているので、こういった情報も活用しながら委託する事業者を選択しましょう。

例えば、農場ではGAPをしっかりと行っていたとしても、外部委託した工程の衛生管理が不十分では、食品安全を確保することはできません。そこで、外部委託先に対しても、食品安全、労働安全、環境保全等の各分野について、GAPに基づいて農場が策定したルールに基づく管理を行ってもらうことが必要です。どの工程を委託するのか、食品安全、労働安全、環境保全等を確保するためにどのような対応（ルール）を行うのか、ルールに違反した場合の措置、定期的な点検の受入れなどを取り決めた契約を農場と外部委託先で交わします。農場の責任者は、契約に基づき、定期的に外部委託先に赴き、ルール通り作業を行っているか確認・点検します。適切な作業を行っていない場合は改善を要求します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- 農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン（令和3年3月26日付け2生産第2478号農林水産省生産局長通知）

参考 取組例

- 外部委託を行う場合は、委託する工程を明示し、作業手順を守る合意を得る。
- 外部委託先と定期的に合意内容の遵守状況を確認する。
- 外部委託先が決められた手順で作業を行っているかを、直接、確認する。
- 外部委託先が作成している作業記録を確認する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲ リスク管理	全般	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
13	サービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施している。	① 残留農薬、水質、重金属類、微生物、放射性物質等の食品安全に関する検査を行う機関は、該当する分野で下記のいずれかを満たしていることを確認している。 <ul style="list-style-type: none">国が認定した登録検査機関ISO 17025 認定機関 ② 資材やエネルギーの取引先に関して、信頼性を評価している。

1 解説

農場は単独で生産工程を管理しているわけではなく、外部事業者が提供するサービスや資材等を利用して農産物の生産に当たっています。

一つは、外部の検査分析機関です。農場での生産工程管理のためのルールを定め、そのとおりに実行しても、そもそもルールを策定する際に利用した情報やデータが誤っていた場合や、ルールの内容が不十分な状態では、事故を未然に防ぐことができません。

そのため、信頼できる外部分析機関等を活用して、農産物の残留農薬や放射性物質、病原性微生物、重金属等の検査、土壌や水質の分析等を行って、工程管理が必要かどうか、ルールの内容や効果が十分か、法令で定められた基準や仕様書等に適合しているかどうか、科学的な根拠に基づいて検証することが必要です。

外部の検査分析機関については、信頼できる検査機関として厚生労働省の登録検査機関や試験所認定の国際規格である ISO/IEC 17025 の認定機関を活用します。

もう一つは、資材等の購入先や、エネルギー等の供給事業者、取引先です。農業を行う上では様々な原料・資材、エネルギーを購入し、使用します。その原料・資材の安全性や安定性、エネルギー等の安定供給に問題があった場合、安全な農産物を安定的に生産できません。適切な原料・資材、エネルギー等を安定して調達するために、信頼できる事業者から仕入れることが必要です。

資材やエネルギーの取引先に関しては、安全性の担保や安定供給できる事業者かどうか、関係法令等に基づいて登録されている事業者かどうか、信頼性を評価します。行政からの情報、周辺農業者、同業者からの評価等を参考に、信頼できる業者を選定し、選定した業者に、問題が発生していないか継続的に情報を収集、評価します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・ 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

参考 取組例

- ・ 残留農薬調査は、ISO 17025 認定機関や厚生労働省登録検査機関へ分析を依頼する。
- ・ 取引先と、事故が発生した場合の処置を合意しておく。
- ・ 仕入れ先業者の経営状況について、行政からの情報や同業者からの情報を適宜入手する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲ リスク管理	全般	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
14	ルール違反、苦情・異常へ	① 農場のルール違反及び商品に関する苦情・

	<p>の対応手順を定めている。</p>	<p>異常が発生した場合の対応について文書化された管理手順があり、下記が明確になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 責任者への連絡 ・ 状況及び影響の把握 ・ 応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む） ・ 原因追及 ・ 是正処置 <p>② 農場のルール違反及び商品に関する苦情・異常が発生した場合には、上記①の手順に従って対応し、その記録を保存している。</p>
--	---------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1 解説

クレームが発生した時には、できる限り迅速に対応します。そのため、クレームの受付から、原因の調査、事後対応を決めるための手順を明確にしておきます。受付からクレームの分類、即時の対処、原因調査、連絡や補償、回収等の対応、再発防止の検討を行い、適宜、対応手順の見直しを行います。

一方、内部で気付いた、発覚した農場のルール違反についても、迅速に処置できるよう手順を定めておきます。まず違反により生じる農場経営に及ぼすリスクの程度の判断、続いて程度によって、違反に対する口頭での注意、再教育、ルール違反時の農産物の再検品、廃棄、回収等の処置、ルールの見直しなど、具体的な手順を定めます。

こうしたクレーム及び農場のルール違反の発生時に、迅速かつ適切に事後対応措置をとらないと、農場は信用を失いかねません。その場しのぎに終わらせることなく原因を追及し、再発防止に活用します。問題が発生してから対応手順を考えていては間に合いません。事前に、クレーム及び農場のルール違反に対応するための手順を明確にしておきましょう。なお、法令違反に該当する可能性がある場合には、必ず規制当局等の関係機関に連絡、相談をします。

クレーム対応の手順については、以下を参考にしてください。

- ① クレームや商品に関する異常の発生時に、誰に連絡するか決めておく
- ② 状況及び影響の把握（商品回収の必要性の判断を含む）
- ③ 応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む）
- ④ 原因追及
- ⑤ 再発防止策の検討
- ⑥ 取られた再発防止策の効果に対する検証

農場のルール違反が発覚した場合の手順については、以下を参考にしてください。

- ① 状況及び影響の把握
- ② 応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表等を含む）
- ③ 原因追及
- ④ 是正処置

GAPでは、農場内の作業の手順（農場のルール）を定め、遵守することにより食品安全や労働安全などを確保します。つまり、農場のルールが守られなかった場合には、

食品安全や労働安全などが脅かされていることとなります。そのため、農場のルール違反への対応手順も前もって用意しておきましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 製造物責任法（平成6年法律第85号）

参考 取組例

- ・ クレーム対応について手順書を作成している。
- ・ 農場で定めたルールに対し、違反が発生した場合の対応手順書を作成している。
- ・ 違反やクレームが発生した場合、速やかに手順書に基づいた初期対応を行う。その後、原因を究明したのちに、再発防止に向けて対応策を検討する。同時に、その対応の内容を記録するよう、ルールを定めている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲ リスク管理	全般	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
15	事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策を実施している。	自然災害等のリスクに備えるため、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」及び「農業版BCP（事業継続計画書）」の作成や農業保険（収入保険、農業共済）加入等の対策を実施している。

1 解説

GAPに取り組むと、事故が起こる可能性や程度は小さくなりますが、リスクがゼロになることはありません。また、発生が予想が難しい自然災害等に遭遇する可能性もあります。

近年、自然災害（台風・大雪）等が多発しており、そうした災害等が発生した場合においても、企業や組織にとって、損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図ることは非常に重要です。そのためには、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておくBCP（事業継続計画）を策定しておくことが有用です。

そうした中、農業者の皆様が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、農林水産省において「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」フォーマットを作成しているため、こうしたフォーマットを活用しながら事前に対策を考え、事故や災害等に備えましょう。

また、万が一の事態への備えとして、保険を利用することも検討しましょう。農林水産省では、収入保険と農業共済の2つの農業保険を用意しています。農業保険は公的な保険であり、保険料の一部を国が補助しています。

収入保険は、原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します（青色申告を行っている方が対象）。また、農業共済は、米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受けた損失を補償します（全ての農業者が対象）。

事故発生時の農協の共済、車両の保険など、民間の保険も検討し、リスクに見合った補償を得られる仕組みを整えておきましょう。また、日本では、農産物は製造物責任法（PL法）の対象外（農産加工品は対象）ですが、農産物を輸出する際は、輸出相手国側で対象に含まれている場合がありますので注意が必要です。また、農産物はPL法の対象外であっても、生産した農産物を原因とする食中毒が生じた場合には、被害者、出荷先、納入先に対して民法上の損害賠償責任を負う可能性があります。そうした食中毒発生時の賠償責任に備えた民間の保険への加入も検討します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- ・ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）
- ・ 「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）
- ・ 製造物責任法（平成6年法律第85号）
- ・ 農業保険法（昭和22年法律第185号）

参考 取組例

- ・ 農業共済や各種保険への加入を検討し、必要に応じて加入している。
- ・ 農林水産省が作成したチェックシートを基に、自然災害発生時の対応策を検討し、対応策を定めている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
IV 人的資源	全般	共通	人権保護

番号	管理点	管理基準
16	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施している。	① 労働条件を提示し、遵守している ② 作業者を差別しない。 ③ 外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。

1 解説

経営資源の中で最も重要な要素が“人”です。基本的人権が守られていない農場では、作業者の不平や不満が高まり、手抜き、サボタージュ、散漫な行動等により、食品

安全を脅かす事故や労働災害につながる可能性があります。

労働者や作業者がやりがいを持って気持ちよく働ける環境を提供すれば、生産性の向上が期待できます。そうした環境を整えるために、まず人の多様性を理解し、性別、国籍、宗教などによって差別や偏見がない職場環境をつくります。

「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「障害者雇用促進法」等の法令に則り、適切な手段で労働力を調達し、雇用条件を提示して納得してもらった上で、気持ちよく働いてもらえるようにしましょう。繁忙期の就業時間や休日、連続勤務等の特別な条件がある場合には、労働者との間でしっかりと話し合っ合意してください。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
- ・ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 103 号）

参考 取組例

- ・ 雇用に関し、労働基準監督署、公共職業安定所、総合労働相談コーナーや社会保険労務士に相談する。
- ・ 人権に関する教育を実施する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
IV 人的資源	全般	共通	人権保護

番号	管理点	管理基準
17	技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施する。	① 外国人雇用がある場合は在留資格を確認し、関係法令に基づき適切に受け入れている。 ② 受入れ及び離職時にはハローワークへ必要な届出を行っている。 ③ 快適な住環境を提供する。

1 解説

外国人技能実習生、特定技能などの在留資格の種類により、受入れのための手続きが異なります。外国人雇用の際に必ず適切な在留資格や就労許可を所持しているか確認するとともに、制度を理解し、関係機関と相談して準備を進め、ハローワークへ必要な届出を行います。

また、外国人技能実習生など住込みで働く作業者がいる場合、毎日元気に働くことが

できるように快適な住環境を提供します。電気、水道、ガスなどのインフラは元より、寒すぎず暑すぎず、ゆっくり静かに休むことができる環境を整えましょう。

労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令の規定は、外国人も日本人と同様に適用されます。農場経営者は、外国人労働者にも日本人労働者に対するものと同等の労務管理が義務付けられていることに留意してください。労働基準法第三条により外国人であることを理由に労働条件について日本人労働者と異なる不当な差別を設けることは禁止されており、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」にも同様の内容が盛り込まれています。

※ 国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 農業分野における技能実習生の労働条件の確保について（平成 25 年農林水産省経営局就農・女性課長通知）
- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
- ・ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）
- ・ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）
- ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
- ・ 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年厚生労働省告示 276 号）

参考 取組例

- ・ 外国人雇用の際には、必ず適切な資格や許可の所持を確認してから雇用する。
- ・ 外国人技能実習生を受け入れる場合は、制度や手続きを再確認し、手続きの不備がみつかったら外国人技能実習機構へ相談する。
- ・ 住居の提供が必要な場合は、不適切な居住空間が体調不良の原因とならないように、設備等の準備を行う。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
IV 人的資源	全般	共通	人権保護

番号	管理点	管理基準
18	家族間の十分な話し合いに基づく家族経営を実施している。	① 家族で話し合い、役割分担等を決定する。 ② 家族の合意が得られれば、報酬等を含む家族経営協定を締結する。

1 解説

家族経営の農場では、みんなが意欲をもって取り組めるようにするため、家族間で一人一人の役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力を十分に発揮できる環境を整えることが大切です。この実現のため、「家族経営協定」をつくりましょう。

地位を明確にして保全することで、家族のやる気を引き出すことができます。お互いによく話し合い、どのような目標に向かい、どのような立場で、どの分野に責任を持ち、どのように評価するのか、明確にしておきましょう。

また、農場の運営に携わっている女性農業者に対しては、家族経営協定を締結することで、次のような優遇措置が講じられています。

- ・ 共同経営を行っている場合、家族経営協定の締結等を要件に、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請を認めています。
- ・ 農業者年金の被保険者である認定農業者等の意欲ある担い手と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者等が所定の要件を満たせば、基本となる保険料に対し一定割合の国庫助成が行われます。
- ・ 個別経営で加工分野、新作物分野、新技術にチャレンジしようとしている配偶者が農業改良資金、農業近代化資金等の資金の貸付を受けようとする場合は、家族経営協定を締結していることを要件の一つとしています。
- ・ 家族経営協定において、経営内での役割分担が明確化され、夫婦共に経営方針の決定に参画する等の共同経営主であることを確認できる場合には、農業委員会の農地のあわせ名簿にその両者を登録します。

女性の意見を取り入れることは、公正で多様性に富んだ活力ある農業の実現にもつながるので、積極的に取り入れていきましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）

参考 取組例

- ・ 家族内で話し合い、役割分担や報酬を定めて合意を得る。
- ・ 家族の合意の下、役割や報酬等を含む家族経営協定を締結する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
IV 人的資源	全般	共通	人権保護

番号	管理点	管理基準
19	労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施する。	① 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を整備する。 ② 従業員と雇用者の両者間での話し合いを行う。

1 解説

適切に労働者を雇用したら、労働条件を遵守していることが分かるよう記録を残しておく必要があります。いわゆる「法定三帳簿」と呼ばれる、労働者名簿や賃金台帳、出勤簿がそれにあたります。これらを適切に整備していない場合、労働基準法違反となる場合があります。

また使用者と労働者との間で労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施し、実施内容を記録します。労働組合・労働者の代表による団体交渉権を確保します。農場の経営者は、締結した協約・協定を遵守し、作業者の待遇への不満を吸い上げるように努めましょう。労使間でコミュニケーションをとり、不平や不満を把握して、改善する努力をすることで、意図的な食品事故や職場環境の悪化を防ぎます。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- ・ 労働契約法（平成19年法律第128号）

参考 取組例

- ・ タイムカードを設置して労働時間を記録し、労働条件が劣悪にならないように管理している。
- ・ 労働者名簿や賃金台帳、出勤簿を整備し、適宜、雇用者と話し合いを行う。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
IV 人的資源	全般	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
20	作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施している。	① 各担当の責任者は担当範囲の農場ルールについて作業者を教育し、実践できるようになるまで訓練する。 ② 外国人雇用者がいる場合は、写真やイラスト、母国語への翻訳などにより、理解できる方法で教育訓練を行う。

1 解説

「農場のルール」は作っただけでは意味がありません。関係者全員が、そのルール（手順）に従って作業を進めることにより、農産物の食品安全や農場の労働安全などが確保されます。

各担当の責任者は、担当範囲のルールについて作業者を教育し、実践できるようにな

るまで訓練します。日本語をよく理解できない外国人雇用者にも、写真やイラスト、母国語への翻訳などにより、理解できる方法で教えましょう。

その他、農場のリスク管理の水準を上げるため、関連する講習の受講を促進したり、資格の取得を進めたりすることも大切です。自治体、関連機関、組織等が行っている講習等に積極的に参加し、農場の管理能力向上を図ります。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）

参考 取組例

- ・ 技能講習や安全衛生講習を定期的に受講させる。
- ・ 機械操作などの作業について、作業員への教育、訓練の計画を立て、熟練者を講師とした訓練を行う。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
IV 人的資源	全般	共通	人権保護 農場経営管理

番号	管理点	管理基準
21	労災保険に加入している。	労災保険に加入している（常時雇用5名以上の場合は強制加入）。

1 解説

GAPに取り組むと、事故が起こる可能性や程度は小さくなります。しかし、事故のリスクがゼロになることはありません。

労働者災害補償保険法に基づく労災保険は、労働者の業務上や通勤による怪我や病気等を対象とする制度です。原則として、一人でも労働者を使用する事業場は、事業の種類・規模を問わず、適用事業場となり労災保険の成立手続を行わなければなりません。ただし、常時使用する労働者が5人未満の個人経営の農林、水産業の事業（特別加入者が行う農業の事業を除く。）の一部については、暫定的に任意適用事業場とされています（「暫定任意適用事業」といいます）。この場合においても、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、事業者が、必要な療養の費用を負担するなどの義務があることを踏まえれば、任意適用事業場であっても、労災保険の成立手続を検討することが望まれます。

なお、農業者の場合は、事業者本人や事業に従事する家族であっても、労災保険への特別加入ができる場合があるので、民間の保険も含めて加入を検討することが望まれます。

2 関係する法令等

- ・ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）
- ・ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知）

参考 取組例

- ・ 死亡やけがに備えた労災保険等へ加入している。
- ・ 道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険へ加入している。
- ・ 事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険へ加入している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
IV 人的資源	全般	共通	労働安全 人権保護

番号	管理点	管理基準
22	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等の危険を伴う作業の従事者へ必要な能力、資格等を取得させて、また従事者の制限を行っている。	① 法規制がある作業等には、必要な免許の取得や講習を受けている。 ② 従業員にも必要な免許の取得や講習を受講させている。 ③ 次の該当者は、必要に応じて作業内容の制限を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒気帯び、薬剤服用、病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者 ・ 作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者 ・ 年少者・作業の未熟練者

1 解説

管理点番号 9 では場所や作業内容に着目し、労働災害を防ぐためのリスク評価を行います。本項では作業者に着目し、作業者が安全に働ける仕組みづくりに取り組みます。

具体的には、下記のような取組を行います。

- ① 危険な作業を行う作業者を特定（指定）します。作業者は十分に訓練された熟練者に限定するとともに、妊産婦、年少者及び高齢者にあつては、重量物の取扱い、高所作業等の危険な作業を行わない、行わせないことを徹底します。

- ② 公的な資格や講習の受講、修了を必要とする作業か、確認します。資格等が必要な場合、資格を取得する（させる）か、所持している作業者に担当させます。
- ③ 資格等が必要な作業の場合、作業時に免許や修了証を携帯することを求めているものもあります。また、他の資格等についても、いつでも用意できるよう保管場所を決めておきます。
- ④ 年齢を重ねるにつれ、動作が鈍くなることがあります。労働安全に関する責任者は、作業者の身体能力を確認し、作業者の配置を検討します。

特に②のように、フォークリフトの操作など、不十分な技量の作業者による事故のリスクが高いものは、免許や講習が義務付けられています。無免許の作業者に操作させた場合は、経営者の法律違反が問われることにもなります。農場内の作業において、公的な資格の取得や講習の受講が必要なものを調べ、作業を有資格者に限定し、資格取得を推進します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- ・ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）

参考 取組例

- ・ 作業実施にあたり、必要な資格のリストを作成する。
- ・ 酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限している。
- ・ 高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮している。
- ・ 未熟な農作業員に対し熟練者による指導を実施している。
- ・ 準備体操や整理体操の実施している。
- ・ 定期的な健康診断を受診している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
IV 人的資源	全般	共通	労働安全

番号	管理点	管理基準
23	安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ① 機械の操作時に必要な服装・装備の一覧を作成し、装着を徹底する。 ② 防除や機械類の操作等、危険な作業に従事する場合は作業に相応しい装備であることを確認する。 ③ 装備の重要性について教育を実施する。

1 解説

作業に適した服装や保護具の適切な着用は、作業事故から従事者の身を守るために不可欠です。農作業時に適切な保護具・服装を着用していないと、作業事故の原因となることや、怪我や障害の程度を悪化させることがあります。また、適切な保護具・服装であっても、正しく装着しないと機能が発揮されません。袖口をしっかり締める、ヘルメットのあごひもを締めるなど、適切に装着しましょう。

使用する機械の説明書には、必要な保護装備が記載されていますので、これらを確認し、事故の発生を防ぎ、事故が発生した場合でも被害を小さくできるようにします。

作業内容や作業環境に応じ、安全に配慮した服装や保護具等の着用をルール化し、全ての従事者が正しく着用又は装着する必要があります。加えて、保護具は、その機能が維持されているか、使用前後の点検、日常の保守管理も実施する必要があります。

「労働安全衛生法」では、作業者の安全、健康を守るため、事業者が遵守すべき事項を定めています。これらも参考に、自らの農場の取組を整備します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- ・ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）

参考 取組例

- ・ 転倒、転落、落下物等の危険性のある場所での作業や、道路走行時におけるヘルメットの着用
- ・ 飛散物が当たる危険性のある場所におけるフェイスガード、保護めがね等の着用
- ・ 飛散物や突起物の踏み抜き等のおそれがある作業時における安全靴、すね当て等の着用
- ・ 機械の使用に際しては、回転部に頭髮や衣類等が巻き込まれないよう、髪の毛をまとめる、帽子をかぶる、袖口をしっかり締めるなど、髪型・服装にも十分注意する。
- ・ 高所作業時における、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用
- ・ 粉じんのある作業場所における防じんめがねや防じんマスク等の着用
- ・ 大きな騒音が発生する場所での作業時のイヤーマフ等の着用
- ・ 長時間の振動にさらされる刈払機等による作業時の防振手袋等の着用
- ・ 重量物を扱う場所での安全靴、サポートスーツ等の補助装具の着用
- ・ 寒暖差が激しい場所での防寒着、耐熱装備の着用
- ・ 防除作業時における作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管
- ・ 刈払機を使用する際のフェイスガードやエプロン、安全靴、防振手袋などの着用
- ・ 自脱型コンバインで手こぎをする際、手袋を着用しないなど、適切な保護具の着脱の実施
- ・ 上記の防護装備を徹底するため、必要な場所に掲示等で周知する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅳ 人的資源	全般	共通	労働安全

番号	管理点	管理基準
24	事故対応手順を定めて緊急事態の備えをしている。	① 事故対応手順を定めて農作業従事者等に周知している。 ② ほ場の近くには清潔な水があるか、清潔な水を携帯している。 ③ 救急箱と緊急連絡先、応急措置等の対処手順書を携帯している。 ④ 農薬中毒等の事故に備えて、緊急対応処置の掲示をしている。 ⑤ 火災が発生するおそれのある場所では、消火器を設置している。

1 解説

どんなに事故の防止対策を未然に講じても、完全に防げるわけではありません。万が一事故が起こった際のことを想定し、少しでも被害を小さくするための準備を整えます。前もって想定される事故への対応手順や連絡網を定め、農場内に周知し、慌てずに対処できるようにしましょう。

応急手当のための救急箱や、傷口や目、口を洗い流すための衛生的な水を、いざという時にすぐ使える場所に用意し、作業員に周知しておきます。救急箱の置き場としては、作業場や農作業に行くための車両の中が適切です。

機械の大型化、作業者の高齢化等により、農業は他産業に比べて事故が起こりやすい、重傷化しやすい産業です。事故発生時に、すぐに手当ができなければ、後遺症や命にかかわる事態にもつながります。消防署の普通救命講習の受講等により、応急手当ができる人員を農場内に配置します。農作業を同時に複数箇所で行う農場の場合には、それぞれの場所に応急手当ができる人員を配置し、応急手当用の道具（救急箱や衛生的な水）も農場の規模や施設に見合った数を整えましょう。また、緊急連絡先、緊急対応手順等を明示し、迅速な救急対応ができるようにしておきましょう。

なお、労働者が労働災害等により死亡又は休業した場合には、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- ・ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

参考 取組例

- ・ 農場で起こる事故を想定し、それに対応した道具（タオル、清潔な水、ポイズンリムーバー、冷温シップ等を含む）を整備する。
- ・ 緊急対応ができるよう、日頃から訓練する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
25	農場入場者（訪問者を含む）に対して守るべき農場のルールを文書化し、入場者に周知している。	① 農産物の汚染や事故を防止するため、労働安全（入場者のけが防止を含む）、食品安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めている。 ② 入場時のルールは入口への掲示や口頭注意などで周知している。 ③ 入場者に外国人がいる場合には、その入場者が理解できる表現（言語・図画等）でルールを伝えている。

1 解説

農産物の安全を脅かす汚染、環境の破壊、労働災害が発生すると、農場自体の経営の存続が危ぶまれます。汚染や事故は、農場内の作業員だけでなく、外部からの訪問者に起因することもあるので、許可の無い農場への立入を禁止し、許可の無い農場への立入を防止する対策を講じるとともに、すべての許可された入場者に対して農場内への入場時のルールを定めます。

農産物の汚染は、物品に由来（施設、機械、道具、資材等）するものと、人に由来するものが考えられます。ここでは、人に由来する汚染を防ぐために、農場内における人の行動についてルールを決め、入場者にそのルールを確実に実施させるための対策を講じます。例えば、感染症に感染している、又は感染している疑いのある人が、収穫後の農産物に直接触れたり、収穫後の農産物を取り扱う作業員が触れる可能性がある農場内の施設や物品に触れたりすると、農産物が直接的又は間接的に病原性微生物に汚染される可能性があります。農場では、作業員・入場者の健康状態（発熱、下痢などの感染症の症状の有無。必要があれば、同居の家族を含む。）については、自己申告だけでなく、必要に応じて責任者が確認する仕組みをつくります。健康状態に応じて、農場への立入を禁止したり、作業員の作業内容を変更したりするなど、衛生管理上の対策を講じます。

また、作業員が農場のルールを守っていても、農場にやってきた納品業者、機械整備等の事業者、見学者などの訪問者が、ルールに従わずに農場に立ち入ると、汚染や事故が発生する可能性があります。

そこで、下記の取組について、農場内のルールを決め、作業着・入場者へ周知し、遵守させます。周知の方法としては入口への掲示や入場時の口頭注意などがあります。

- ① 作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着品、身の回り品の取扱い
- ② 手洗いの手順（手洗いの訓練と頻度を含む）、消毒、爪の手入れ
- ③ 喫煙、飲食、たんや唾の処理及びせきやくしゃみ等の個人の行動
- ④ トイレの利用
- ⑤ 農産物や農産物が触れる器具、容器等への接触

また、訪問者自らの安全や、農場内の作業員の安全、農産物の安全のためにも、立入禁止箇所、機械・器具や資材に触れない、農場関係者の指示に従うこと等を明確にし、禁止行為を訪問者にも徹底します。

他にも、農場内やその周辺環境において、野生の動植物等を採らない、廃棄物を放置・埋設しないなど、農場の環境にも配慮するよう求めましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・ 野菜の衛生管理指針（第 2 版）を活用した衛生管理の推進について（令和 3 年 7 月 30 日付け 3 消安第 2503 号、3 農産第 464 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

参考 取組例

- ・ 作業者の出勤時に責任者が体調確認を行う。
- ・ 施設の入出口等に、「農場のルール」を明示し、指差し確認などして徹底する。
- ・ 作業場の管理を徹底し、作業者が喫煙場所を勝手に作ってしまう、決められた場所ではないところで喫煙する、などのルール違反の防止を行う。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	食品安全 農場経営管理

番号	管理点	管理基準
26	ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施している。	① ほ場や施設の近くに使用できる手洗い設備やトイレがあり、汚水がほ場や施設、水路を汚さないようにしている。 ② 農産物取扱施設の近くに手洗い設備やトイレがあり、衛生的な作業ができるようになっている。

1 解説

手洗いのルールを決めても、作業場所から離れたところにしか手洗い施設、設備がなければ、実行するのは困難です。また、洗浄剤、消毒液などの適切な備品等を準備していなければ、衛生的な手洗いは行えません。

そこで、手洗い設備の設置、備品の準備、衛生的な状態を確保し、十分な機能を有するように維持管理することが重要です。また、食中毒や感染症の防止のため、手洗いのタイミングと正しい手洗いの仕方について、作業員に周知、徹底をします。

ほ場も含め、作業する場所から短時間で行けるトイレを確保します。借りることができる公共のトイレの場所等も把握しておきましょう。農産物取扱施設では、作業員の性別と人数に見合った数を確保しておくことも大切です。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・ 野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

参考 取組例

- ・ ほ場周辺や出荷調製施設の近くに手洗い設備やトイレを設置している。
- ・ 液体ハンドソープやペーパータオル等、施設、設備の設置場所や環境要件に合わせた手洗い用品を準備する。
- ・ 手洗い用品が十分に機能するよう、定期的に交換する。
- ・ 作業員にトイレの位置を周知する。
- ・ ほ場の汚染により発生するリスクを作業員に周知する。
- ・ 農産物取扱施設では、トイレ専用の履物を準備し、履き替えて使用する。
- ・ 作業員、来訪者に手洗いの大切さを伝え、正しい手洗い方法を例示する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	食品安全

番号	管理点	管理基準
27	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価を行い、評価結果に基づき対策を実施して	① 周辺環境を確認し、汚染源となる施設等を把握する。 ② 土壌汚染のリスク評価を実施する。 ③ リスクが高い場合、土壌汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染を回避する作付計画を立案する。 ④ 土壌汚染の危害要因となるほ場の廃棄物、

	いる。	資材等は適切に処分する。
--	-----	--------------

1 解説

土壌（培地含む）は水と並んで栽培工程における重要な資源です。一方で、土壌を通じた食品安全上の危害要因による農産物の汚染も考えられるため、土壌の汚染とそれ由来する農産物の汚染の可能性を評価して必要に応じた対策を講じます。

行政による環境調査等の結果や自主的な土壌分析の結果、「土壌汚染対策法」や「農用地土壌汚染防止法」に関する情報を収集し、食品安全の観点から問題となる危害要因による土壌汚染の可能性がある場合は行政の指導に従います。ほ場周辺に、大気や水を通して土壌を汚染する可能性のある施設がある場合、行政に相談し、対応を検討します。その他にも、前作に使用した農薬、廃棄物、資材、動物等による土壌汚染の可能性も考えられるので注意しましょう。

土壌中の放射性物質については、原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、対象地域にほ場がある場合、行政の指導に従い土壌の除染や作物の栽培を行います。また、環境放射線や放射性物質のモニタリング情報を確認し、数値の異常など問題を発見した場合にも行政に相談しましょう。

近年、多発している洪水などの後にも、土壌の汚染の可能性を評価します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 野菜の衛生管理指針（第 2 版）を活用した衛生管理の推進について（令和 3 年 7 月 30 日付け 3 消安第 2503 号、3 農産第 464 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）

参考 取組例

- ・ 廃棄物を放置しない。
- ・ 堆肥から廃汁が流出している場合は、ほ場を汚染しないよう措置を講ずる。
- ・ ペットの持ち込みは禁止し、野生動物によるふん便の放置は速やかに除去する。
- ・ タバコの吸殻を放置しない。
- ・ 農業用資材を放置しない。
- ・ 土壌汚染対策法や農用地土壌汚染防止法に基づく指定区域が近隣に存在するか、公表データを用いて確認する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	土づくり	共通	環境保全

番号	管理点	管理基準
28-1	土づくり等を通じた適正な土壌管理を実施している。	① ほ場の土壌特性を把握し、持続的な土地利用のための土づくりを行っている。 ② 土壌診断や作物診断等を実施し、作物特性やデータに基づいた施肥を行っている。
28-2	有機物を活用した適切な土づくりに取り組んでいる。	施肥基準等を考慮し、堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培などを行っている。

1 解説

農地の土壌は農業生産の基礎であり、地力を増進していくことは農業の生産性を高め、農業経営の安定を図る上で極めて重要です。また、地力の増進は、地球温暖化の進行等が顕在化する中、気候変動の影響を受けにくい安定的な農業生産基盤の確保といった観点からも重要です。

特に、土壌中の有機物は、土壌の物理的、化学的及び生物的性質を良好に保ち、可給態窒素等の養分を作物等に持続的に供給するために重要な役割を果たしています。一方で、土壌中の有機物は徐々に減少していくものであるため、営農の中において土づくりが重要となります。

しかしながら、近年、農地土壌への堆肥等の有機物の施用量の減少等により、農地土壌が有する作物生産機能のみならず、炭素貯留機能、物質循環機能、水・大気の浄化機能及び生物多様性の保全機能の低下が懸念されています。

こうした中、土づくり等を通じた化学肥料、化学農薬の使用量低減や、農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業を推進することが重要になっています。このため、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、以下のような土壌管理を適切に行うよう心掛けてください。

- ・ 堆肥や有機質肥料、緑肥等の有機物やバイオ炭を土づくりに有効活用するように努める。
- ・ ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き作物残さ等のすき込みによる土づくりに努める。
- ・ 樹園地については、堆肥の施用が困難な場合、草生栽培や敷きわらによる有機物の供給に努める。
- ・ 適地においては不耕起栽培や省耕起栽培の実施により、土壌への炭素貯留や生物多様性保全に努める。等

また、適切な土壌管理には、現状を把握することが欠かせません。土壌診断や作物診断等を実施し、作物特性やデータに基づいた適正な施肥に努めましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）
- ・ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）
- ・ 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）
- ・ みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）

参考 取組例

(28-1)

- ・ ほ場の土壌の種類を土壌図等で把握する。
- ・ 土地改良や土層改良の有無や履歴を把握する。
- ・ ほ場内の水はけや水のたまりやすさ、作土の深さ、耕盤の有無、傾斜等を把握し、ほ場の利活用や土壌改良等に活かしている。
- ・ 適切な土壌改良資材を選択・施用している。
- ・ 土壌診断を定期的に行い、診断結果に基づき施肥設計を行っている。

(28-2)

- ・ 施肥基準等を踏まえて堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培を行っている。
- ・ 施用する堆肥や土壌改良資材について、由来や安全性を確認している。
- ・ 適地における不耕起栽培を行っている。
- ・ 輪作に取り組んでいる。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	土づくり	共通	環境保全

番号	管理点	管理基準
29	土壌の侵食を軽減する対策を実施している。	降雨や強風によって土壌が侵食されるおそれがある場合は、堆肥の施用等による土壌の保水性・透水性の改善や被覆作物の栽培、草生栽培等をしている。

1 解説

土壌は降雨や強風によって侵食を受けるため、放置すれば作物を健全に生育させるための作土層が失われます。土壌の性質によって侵食を受けやすい場合があるので、必要に応じて、作物を栽培していない時期に被覆作物を栽培する、防風措置を施す、畦畔や土手が崩れないように維持・強化するなど、土壌の侵食を防ぐ措置を行います。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）
- ・ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）

参考 取組例

- ・ 適地における不耕起栽培を行っている。
- ・ 被覆作物を栽培（草生栽培を含む）している。
- ・ 植生帯を設置している。

- ・ 等高線栽培をしている。
- ・ 堆肥の施用等により、土壌の透水性や保水性を改善している。
- ・ 風向きを考慮した畝立の実施、防風垣の設置を行っている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	栽培・調製	共通	食品安全

番号	管理点	管理基準
30	使用する水のリスク評価を行い、対策を実施している。	① 使用する水の水源やその周辺環境を把握し、安全性や汚染の可能性を確認している。 ② 水の用途（かん水、防除、農産物洗浄、手洗い等）や使用時期等を踏まえて求められる安全性のレベルを把握し、それぞれの用途・使用時期に適した水を使用している。 ③ 収穫後の農産物へ使用する水は、水道水等の飲用に適した水を使用している。

1 解説

農産物にとって、水は生育に大きな影響を及ぼします。栽培中に使用する水の汚染は生育不良や農産物の汚染の原因にもなります。また、収穫後に使用する水が汚染されていると、消費者の健康被害に直接つながる可能性があります。水に含まれる危害要因とその危害要因による農産物の汚染の可能性を検討する際には、水源が何か、水源の周辺に水を汚染する可能性のある施設等がないか、どのように使用する（散布、土壌かん注、洗浄、手洗い等）水なのか、いつ使用するのか、水に含まれる危害要因が農産物に吸収され可食部に蓄積するのかといったことを確認します。

大雨、洪水、噴火などの自然災害によって、水源が有害な化学物質や微生物によって一時的に汚染される可能性もありますので、水質に影響する災害が発生した際には、農業改良普及センターなどの助言、協力も得つつ、用水の検査などを実施し、生産される農産物の安全性を評価します。

栽培時のかん水に使う水と農産物の洗浄に使う水では、洗浄水の方がより安全性に気を付ける必要があります。また、栽培に使う水でも、株元や土壌へのかん水と、生で食べられる野菜（収穫部位）に対する収穫1週間以内のかん水や薬剤散布に使われる水では、収穫部位にかかる水の方がより安全性に気を付ける必要があります。このように、どの時期に、どの場所で、どのように使用するのかによって、求められる水の安全性のレベルは異なります。

収穫後に使用する水（農産物の洗浄水、容器の洗浄水、氷詰め出荷用の氷の製造等）は農産物汚染を防ぐため水道水等の飲用に適する水を使用します。井戸水や湧水など水道水以外を使用する場合は、水質検査で安全性を確認した水または消毒した水を使用します。

水をためて、農産物等を洗浄する場合には、水をかけ流す、定期的に全交換するなど

して、汚染が広がらないように注意します。農産物を水拭きする場合も、汚染が広がらないようにふきん等を交換、再洗浄等を行って、適切な水質を維持します。霧吹きなどの水についても同様です。洗浄水を再利用する場合、ろ過・消毒・殺菌処理を行うなどの汚染防止対策を検討します。

水の放射性物質汚染に関し、行政の調査結果を参考に自らが使用している水源について安全性の検討を行います。検討の結果、リスクが高いと判断された場合、使用する水を水道水等に変更する、行政に相談するなどの対策を取ります。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・ 野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）
- ・ 環境基本法（平成5年法律第91号）
- ・ 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）
- ・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）

参考 取組例

- ・ 栽培に用いる水について、使用前に水の濁りや異臭がないことを確認する。これらに異常があれば、異常のある間は使わない。特に、生で食べられる野菜（収穫部位）に対し、収穫1週間以内にかん水や薬剤散布をする場合には、水質検査で安全性を確認（大腸菌が100個/100ml以内が目安）した水、飲用に適する水又は消毒した水を使用するよう努める。やむを得ず、こうした検査や消毒がされていない水を使う場合には、できるだけ収穫まで日を空ける。
- ・ 使用する水が危害要因（汚染物質）に汚染されていないか確認している。
- ・ 井戸水や用水などを使用する場合は水質検査を行う。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	栽培	青果物	食品安全

番号	管理点	管理基準
31	養液栽培システムで使用する培養液の危害要因を検討している。	① 水源によっては水質検査を行い、必要な場合には改善対策をたてている。 ② 主として生食用途の葉物野菜の水耕栽培システムでは、病原性微生物の汚染防止対策をたてている。 ③ 養液タンクに、病原性微生物の汚染や異物の混入を防止する対策をたてている。 ④ 廃液は適切に処理している。

1 解説

養液栽培を行う場合、培養液自体の汚染は作物の生育不良や作物汚染に直結します。そのため、培養液の汚染を防ぐ対策として下記のような管理を行います。

- ・ 水供給設備の保守管理、定期的な清掃
- ・ 培養液の頻繁な取り替え
- ・ 培養液を再利用する場合の微生物的、化学的汚染を低減するための処理
- ・ 養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱い（肥料への異物混入防止措置、貯水タンクにふたをする、作業者の手洗い等）
- ・ 栽培終了後などの洗浄、消毒
- ・ 水質検査による大腸菌不検出の確認

養液栽培の場合、いったん汚染が広がると影響が広範囲に及びます。汚染を未然に防ぐ対策を講じ、安定した農産物生産を継続します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（CXC 53-2003）

参考 取組例

- ・ 専門業者によるメンテナンスを実施する。
- ・ 栽培終了時に設備を消毒する。
- ・ 再利用する水を定期的に殺菌処理する。殺菌装置が適切に稼働しているかモニタリングする。
- ・ 消毒薬の濃度が十分か、定期的に確認する。
- ・ 培養液のタンクにはふたをし、定期的に異物の投入や汚染が生じた痕跡（濁りや沈殿物等）がないか確認し、記録する。
- ・ かん水設備の付近に不要なものを放置しない（意図せぬ汚染や悪意ある人による意図的な汚染リスクを避ける）。
- ・ 使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善している
- ・ 培養液の頻繁な取り替え、又は培養液を再利用する場合は微生物的・化学的汚染を低減するための処理をしている
- ・ 養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱と、栽培終了後など必要なときに洗浄・消毒等を行っている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	環境保全

番号	管理点	管理基準
32	ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養	① 農場からどのような排水が出ているかを把握している。

	成分を含む) やそれに含まれる植物残さ、廃棄物等の適切な管理を行っている。	② 排水経路を確認し、水源に流れ込まないよう排水ます、沈殿槽を設置する。機械類等の洗浄場所は洗浄水が河川に流れ込まない場所に設ける。 ③ 培養液の排液が発生する場合は養分を極力減らしてから排水する。
--	---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

1 解説

農場からは様々な排水が出ます。この排水は環境汚染の原因になるだけでなく、自らの生産工程で使用する水の汚染にもつながります。まずは自らの農場からどのような排水が出ているかを把握します。機械類の洗浄水、農薬散布機器の洗浄水、農薬の残液、農産物の洗浄水、培養液の排液などが考えられます。

排水を直接、河川などに流し込むと水源を汚染してしまいます。排水ますや沈殿槽を設け、泥、残さ等を取り除く、機械類の洗浄場所を水源に影響がない場所に確保するなどのやり方が考えられます。泥や農産物の残さは、定期的に除去し、排水路が詰まったり、排水があふれ出したりしないように管理します。

培養液の排液が多かったり、排液中に栄養成分が残ったりしていると、水源の富栄養化の原因となり環境を汚染します。排液中の栄養分を極力少なくしてから排出しましょう。

※国際水準GAPガイドライン(指導マニュアル)より引用

2 関係する法令等

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ・ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)

参考 取組例

- ・ 培養液は養分を極力植物に吸わせてから排水する。
- ・ 排液のpH、EC等を測定し、肥料成分が残っていないことを確認して排水する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	調製	共通	食品安全

番号	管理点	管理基準
33	農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施	① 農産物取扱施設・設備において侵入・発生しやすい有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)を把握する。 ② 有害生物の進入路を塞ぎ、物理的に駆除する。薬剤での駆除は農産物等の汚染を防止する方法で実施する。

	している。	③ 農産物取扱施設・設備において、異物、有毒植物等の混入防止を行っている。 ④ 農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理を行っている。
--	-------	-----------------------------------------------------------------------------------

1 解説

ほ場で農産物を収穫、梱包作業をし、直ちに出荷先に運搬、納品しない場合、ほとんどの農場には農産物取扱施設・設備があります。農産物を一時的に保管する冷蔵庫、風乾やキュアリングを行う倉庫、トリミングや選別、包装、梱包作業を行う調製場など、出荷までの予冷や出荷待機場所となります。

農産物取扱施設・設備では、農産物そのものや残さが虫や動物の餌、かびの栄養源となり得るため、施設内の清掃を徹底するほかに有害生物の侵入・発生を防ぐ必要があります。

農産物取扱施設・設備に侵入、発生する有害生物には、昆虫やクモ等の節足動物などの虫類、ネズミやハクビシン、アライグマなどの小動物、ハトやカラスなどの鳥類、かびが挙げられます。これらの有害生物による食害、ふん便等による病原性微生物の汚染、かびの発生によるかび毒汚染等が生じれば、消費者に健康被害を起こす可能性があります。

これらの防止のため、どのような有害生物が侵入、発生しているか、発生源や侵入経路を調査し、発生源の除去、進入路の閉鎖などの対策を講じます。また、有害生物の侵入や発生が確認された場合には、農産物の汚染を防止する方法で駆除する他、農産物に汚染が生じていないかどうか、必要に応じて検査します。

有害生物の他に、農産物取扱施設・設備内において、小石、ガラス片、金属屑のような異物や、有毒な雑草などの混入の可能性についても検討し、異物や雑草等の混入を防止する対策をとります。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・ 野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）
- ・ 有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和3年4月23日付け3消安第625号、3消安第627号、3食産第495号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知）

参考 取組例

- ・ 有害生物の進入路を塞ぎ、物理的に駆除する。
- ・ 薬剤での駆除は、農産物等に薬剤の影響がないよう保健所又は専門事業者に相談した上で、実施する。
- ・ 生食する可能性が高い農産物等を最終的に包装する工程等では、汚染リスクを低減するため有害生物の侵入防止を徹底する。
- ・ 農産物の倉庫、冷蔵庫等の保管場所に害獣、害虫等が侵入しないよう対策を講

じ、さらに農産物に汚染等が生じないような措置により駆除する。殺そ剤等は、飛散しないようにしても、殺そ剤にまみれたネズミが倉庫内を徘徊したりして、農産物の汚染源となるので、倉庫内では使用しないようにする。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	調製	共通	食品安全 農場経営管理

番号	管理点	管理基準
34	農産物取扱工程において、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ① 喫煙、飲食をする場所を定め、それ以外は禁止する等、異物やアレルギー物質を作業場に持ち込まない措置を講じる。 ② 作業者にアレルギー物質を周知する。 ③ アレルギー物質となる農産物とそうでない農産物の分離・識別管理を徹底する。 ④ アレルギー物質を使った後の機器類を徹底して清掃、洗浄する。

1 解説

喫煙や飲食による農産物への異物混入や汚染を防ぐ必要があります。喫煙場所の指定や分煙は、労働者の健康保護の観点からも重要です。農産物取扱施設に食べかすが落ちていたり虫や小動物、鳥類を誘引してしまい、ふん便等による汚染やかびが発生する原因ともなります。さらに、アレルギーを含む食べかす等（小麦粉、きな粉等）が、洗わずに食べることもある農産物に混入すると、思わぬ形で消費者にアレルギー症状を引き起こす原因ともなりかねません。

そこで、異物混入や食品安全上の事故を防ぐとともに労働者の健康確保のため、喫煙や飲食する場所を限定し、責任者を決めて場所を管理します。また、喫煙や飲食後に作業場に再入場する際の手順として、手洗い、衣服のローラーがけ、よく叩いて汚れを落とすなどの処置をして、作業に復帰するなどの対策を農場のルールとして定め、リスクを低減するよう徹底します。

また、健康増進法により事務所や工場等の健康増進法上の第二種施設は原則屋内禁煙となっており、屋内で喫煙を認める場合は一定の基準を満たす喫煙専用室の設置が必要となります。

さらに、自らの農場でアレルギー物質を含む特定原材料として指定されているような農産物（そば、落花生、モモなど、現在 28 品目）を取り扱っている場合、他の農産物と接触したり、その粉末や小片が誤って他の農産物に混入したりすると、重大な健康被害を引き起こす事故の原因となりかねません。アレルギー物質を含む農産物と他の農産物に共通する工程（同一機械・器具の使用、交差する、接触する可能性がある移動経路、同一の作業員等）を確認し、アレルギー物質を含む農産物とその他の農産物が接触（二次接触も含む）する可能性があるか、把握します。可能性があるならば、アレルギー物

質を含む農産物との接触をなくす、あるいは、減らす対策を検討します。

例えば、アレルギー物質を含む農産物に使用した機械・器具は、清掃、洗浄した上で、次の農産物の取扱いに際して、はじめのうちは押し出し洗浄用として出荷対象としない、などの取組も実施します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・ 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）
- ・ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 野菜の衛生管理指針（第 2 版）を活用した衛生管理の推進について（令和 3 年 7 月 30 日付け 3 消安第 2503 号、3 農産第 464 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）

参考 取組例

- ・ 農産物取扱施設内に喫煙所を設置しない（農産物取扱施設内に喫煙所を設けると、吸い殻等が農産物や包装資材の汚染、移り香の原因になる。また、火災の危険も高まる。）。
- ・ 喫煙や飲食前後の手洗い等を徹底する。
- ・ 農産物取扱施設、作業台等にアレルゲンの農産物や有害生物による汚染が発生しないように、使用后や使用しない際には、清掃する、シートを掛ける等の汚染防止対策を実施する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	調製	共通	食品安全

番号	管理点	管理基準
35	農産物取扱施設において衛生管理を実施している。	① 農産物を適切（最適な温度・湿度を維持する等）に保管、貯蔵している。 ② 調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設を対象に、衛生管理を実施している。

1 解説

農産物を衛生的に保つためには、作業員に由来する汚染だけでなく、農場内に存在する施設、設備、器具等に由来する汚染も防がなければなりません。農産物の保管、貯蔵、出荷作業（待機）する場所は、人がいない状態で一定期間、農産物を置いておくことになるので、施設自体の衛生管理に気を付けます。

農産物の保管、貯蔵、出荷作業（待機）する場所に関し、場所、農産物が接触する可

能性があるあらゆる設備、器具自体の使用前後の清掃だけでなく、同じ場所に農産物を汚染する可能性がある資材（農薬、肥料）、機械・器具（トラクター、農薬散布機器、防除衣）、燃料などを置かないようにします。他にも、以下のような点に注意します。

- ・ 農産物に適した温度と湿度が保たれている。
- ・ 天井、壁等に結露した水滴が農産物に付着しないようになっている。
- ・ 光に敏感な農産物（ばれいしょ等）を長期間保管する場合、光が入らない場所で保管する。
- ・ 農産物の日持ちを考慮し、「先入れ・先出し」など適切な順番で取扱う。
- ・ 管理点番号 33 と同様、有害動物、異物等の侵入・混入防止措置を講じる。

農産物に汚染原因を「つけない」「増やさない」ことを意識して、温度・湿度の管理、接触する可能性のある水や空気、資材の管理を徹底します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・ 野菜の衛生管理指針（第 2 版）を活用した衛生管理の推進について（令和 3 年 7 月 30 日付け 3 消安第 2503 号、3 農産第 464 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）

参考 取組例

- ・ 収穫した農産物は、遮熱シートで覆う、直射日光が当たらない場所に速やかに移すなどにより、高温とならないようにする。
- ・ 保管、貯蔵施設や保冷库内の温度・湿度の確認、管理を行う。
- ・ 冷蔵庫内の清掃と定期的な点検を行う。
- ・ 結露が発生する原因（ドアパッキンの劣化等）を発見し修理する。
- ・ 結露が発生しないように、結露する場所にヒーターを設置する。
- ・ 保管、貯蔵中の農産物の上にシート等を被せる。
- ・ 品質が低下する農産物は、適切な温度管理がされた冷蔵庫で保管する。倉庫内の農産物に最適な保管温度を維持し、上限、下限、異常時の対処方法等を定めておく。
- ・ 空調設備は結露しやすく、カビが繁殖するので、定期的に点検、清掃し、汚染源にならないように管理する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	食品安全 環境保全 労働安全

番号	管理点	管理基準
36	器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、	① 設備、機械・装置及び運搬車両等の管理責任者を定め、定期的に必要な点検を行う。

安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施している。	② 点検記録を残している。 ③ 設備、機械・装置及び運搬車両等の使用後は適切に洗浄、拭き取り等をして衛生的に管理する。
-------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

1 解説

(1) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）の活用

農業現場は、他産業と比べて作業事故の発生率が高い傾向にあります。農業が継続して発展するためには、若者が未来を託せる安全な職場にしなくてはなりません。

安全意識向上のためには、日々の農作業で安全を意識することが重要です。農林水産省では、農業者向けに日々留意して実行していただきたい事項を整理した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定しています。この規範は、これらの産業統一の基本的な考え方を整理した「共通規範」と、農業・林業などの分野ごとに具体的な事項を整理した「個別規範」から構成されており、それぞれ「チェックシート」と「解説資料」を整理しています。

例えば、「作業安全のためのルールや手順の遵守」について、①法令・ルール遵守、②取扱説明書の確認等、③服装・保護具等着用、④健康状態管理など具体的に取組むべき事項を整理しています。これらの取組事項についてチェックしながら、農業者が自らの取組の状況を点検することができます。

(2) 定期メンテナンス、点検記録等の作成

農作業に使用する設備、機械・器具類が故障、破損等していると、予定通り農作業を行うことができず経営的な問題が発生するのみならず、農作業中の事故を引き起こす可能性があります。また、部品の脱落による農産物への金属等の異物混入、オイル漏れ等による環境汚染、収穫物の汚染等による食品衛生・食品安全上の問題にもつながりかねません。

そのため、機械・器具類の使用前又は定期的に行う点検・整備や保管を適切に実施し、不具合を防止することが重要です。また、一連の管理作業を「農場のルール」として定め、農場全体で習慣化しましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- ・ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）

参考 取組例

- ・ トラクターなど機械類は整備工場にメンテナンスを依頼、整備伝票を保管する。
- ・ 毎回、使用前に点検を行う。使用後にも部品の脱落、接合部の緩み等がないことを点検する。
- ・ 機械の掃除や修理を行う場合には、原則、機械を停止させる。

- ・ 機械、装置等の使用前には、防護カバー等の安全装置を含めて必ず点検を行い、衛生状態、安全装置、接合部の緩み、オイル漏れがないこと等を確認する。異常がある場合は調整又は修理をする等の必要な措置を行い、法令上義務となっている事項等、指定された定期交換部品は必ず交換する。
- ・ 機械、装置等を一覧表に書き出し、運転日誌、点検・整備の記録（実施日、内容等）を作成し、記録に基づき適切に管理することで確認漏れ、整備不良等を防止する。
- ・ 機械の異常を確認した場合は、整備するまで使用しない。
- ・ 昇降部のある機械を保管する際は、昇降部を下げ、キーを抜く。盗難防止の観点から、機械、装置等を施錠できる倉庫に厳重に保管する等の対策を講じる。
- ・ 機械の取扱注意事項の表示は、破損や汚れがないように管理し、始動前に指差し確認する。
- ・ 配電器具等も農産物の管理のために重要な施設なので、破損等がないように、点検、修繕を行う。
- ・ 農業機械や設備等の管理責任者を定め、定期的に必要な点検を行う。
- ・ 設備のリストを作成し、点検の時期、内容についてスケジュール管理する。貯水タンクについてもリストに含める。
- ・ 点検手順を定め、点検を行ったことが確認できるようにし、点検忘れを防ぐためにも、点検記録を作成する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
37	計量機器の点検・校正を行っている。	① 計量機器の定期点検を実施している。 ② 電池の交換を確認している。 ③ がたつきのない水平な場所で使用している。

1 解説

計量機器や水分計、温度計、金属探知機などは正確に計量・測定できなければなりません。量目不足は商取引上のトラブル、クレームになります。これを防ぐためには定期的な校正を行い、計量機器を適切に設置・保管することが必要です。計量法では、取引や証明に使用するはかりについて、2年に1度、検量士による定期検査を受けることを義務付けています（ただし計量法、食品表示法では、青果物は重量表示が義務付けられてはいないので必須ではありません）。

また、水分計や温度計は品質保持の検証に、農薬の計量機器等は正確な希釈に、流量計は確実な殺菌処理等（塩素の点滴かん注等）に重要な役割を果たします。その他、異物を除去するためのふるい、検査装置等も定期的に検査し、問題なく機能していることを確認します。

これらの点検等の忘れを防止するために一覧表を作成し、点検の方法を定め、点検の

実施を記録（日付、内容等）しましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 計量法（平成4年法律第51号）

参考 取組例

- ・ 計量機器、選別機等の一覧を作成し、正常に機能することを点検する手順を定める。
- ・ 使用前後の点検結果を記録する。
- ・ 農薬の計量に用いる計量機器は、誤って他の用途に使用することがないように、「農薬用」等の識別を行う。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	食品安全

番号	管理点	管理基準
38	栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施している。	① 機械や運搬車両、容器類が農産物に直接接触するのに適した材質、安全性を有しているのを確認している。 ② 農産物の容器包装には、食品衛生法の「食品、添加物等の規格基準」を満たしたものを選定している。 ③ 機械や器具の洗浄に使用する洗剤、潤滑油等は農産物に接触しても問題のないものを選定し使用している。 ④ 農産物と接触する可能性のある機械に使用する潤滑油は、食品機械用のものを使用する。 ⑤ 梱包の際に封入する緩衝材、フィルム、結束テープ、新聞紙等についても材質を調べる、業界団体の見解を確認する等、問題がないか確認する。 ⑥ 鮮度保持や洗浄を目的として使用する資材等（封入物、清拭、散布・浸漬・塗布剤）も、食品への使用が許可されているか、安全性に問題がないか確認する。 ⑦ 包装資材・容器類の点検・修理・交換などを行い、衛生的に保管し取り扱っている。 ⑧ 用途別、場所別に清掃道具を準備し、分別

		して保管し使用する。掃除道具は衛生的に保管し、適切な頻度で交換している。
--	--	--------------------------------------

1 解説

農産物に使用する農薬や肥料、基礎となる土や水の安全性を確保し、作業者の衛生を徹底しても、農産物が接触する可能性のある資材が、食品に適さないものであった場合や衛生管理に問題があった場合には、農産物の汚染事故の原因となってしまいます。

そのため、機械や運搬車両、容器類が農産物に直接接触するのに適した材質、安全性を有しているのか確認します。農産物の容器包装には、食品衛生法の「食品、添加物等の規格基準」（注釈：2020年6月の「改正食品衛生法」の施行を受けて見直し）を満たしたものを選定します。

同様に、機械や器具の洗浄に使用する洗剤、潤滑油等についても、農産物に接触しても問題がないものを選定し使用します。洗剤や機械油（潤滑油、グリス類など）は農産物を汚染する可能性のある化学的な危害要因です。特に農産物と接触する可能性のある機械に使用する潤滑油は、食品機械用のものを使用するため、メーカーや販売店に相談し、適切なものを選択しましょう。

また、梱包の際に封入する緩衝材、フィルム、結束テープ、新聞紙等についても、材質を調べる、業界団体の見解を入手する等して、問題がないか確認します。他にも鮮度保持や洗浄を目的として使用する資材等（封入物、清拭、散布・浸漬・塗布剤）も同様に、使用が許可されているか、安全性に問題はないか確認します。

農産物の栽培、収穫や調製、運搬等に使用する器具・容器類が汚染されていると農産物の衛生を保てません。また、包装資材・容器類の破損は農産物への異物混入の原因ともなります。日頃から包装資材・容器類の点検・修理・交換などを行い、衛生的に保管し、取り扱います。

その他、用途別、場所別に清掃道具を準備し、分別して保管し、使用します。また、掃除道具は衛生的に保管し、適切な頻度で交換しましょう。

このように農産物に間接、直接に接触する資材等については、安全性に問題がないか、確認してから使用するよう心がけます。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・ 野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）

参考 取組例

- ・ 収穫物とそれ以外のもの（堆肥、肥料、農薬等）を運ぶトラックは別にする。やむを得ず、汚染のリスクとなるものを運んだトラックを使う場合は、荷台をよく洗うとともに、清潔なシートを敷く、収穫物を容器等に入れるなどにより、収穫物が荷台に直接触れないようにする。
- ・ コンテナの洗浄後、破損状況等を確認し、破損しているものは破棄する。
- ・ 包装資材の近くに汚染源となるもの（農薬、肥料、廃棄物等）を置かないよう、置き場を決める。

- ・ 包装資材を床に直置きしない。
- ・ 用具・器具は決められた場所に置き、名称を標示する。また、数が把握できるようにきれいに整理し、紛失がないように管理する。
- ・ 傷みがひどい、劣化している清掃道具は、かえって異物混入や汚染の原因になるので、用途に適したものに適切に交換する。
- ・ 農産物に接触する可能性がある機械、設備に用いる潤滑油は食品機械用のものを使用する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	労働安全

番号	管理点	管理基準
39	機械、装置、器具等は適正に使用している。	<ul style="list-style-type: none"> ① 機械、装置は目的外使用をしない。 ② 取扱説明書等により適切な使用方法や注意・禁止事項を確認し、適正に使用している。 ③ 適切な使用方法や注意・禁止事項は機械、装置等を使用する可能性のある従事者全員に周知している。

1 解説

農業機械や器具等を誤った方法で使用すると作業事故を引き起こしかねません。機械等の操作に従事する際には、取扱説明書の確認等を通じて、当該機械等の危険性や適正な使用方法を理解することが重要です。

取扱説明書等により農業機械等の適正な使用方法や注意・禁止事項を確認・整理するとともに、こうした情報を販売店等から積極的に入手し、農業機械等を使用する可能性のある従事者全員に周知します。

特に、農業機械等を初めて使用する時や更新する際に事故が発生しやすいことから、適正な使用方法等を必ず確認し、従事者への周知を徹底する必要があります。

(農業機械の適切な使用例)

乗用型トラクターを操作する際は、以下に注意し、安全に操作しましょう。

- ・ 機械の転倒、転落による事故に備え、安全キャブまたは安全フレームが装備された乗用型トラクターを使用し、必ずシートベルトを着用する。
- ・ 機械を始動するときには、前後左右をよく確認し、付近に人を近づけない。
- ・ エンジンの始動は、必ず運転席に座り、変速カバー、PTO 変速レバー、各種操作レバーの位置が中位にあり、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で行う。
- ・ 左右独立ブレーキの付いた機械は、移動走行、登降坂、畔越え時、左右のブレーキペダルを連結する。
- ・ 急な下り坂において、走行クラッチを切る、変速を中立にするなどの走行は行わない。

- ・ 道路走行時は、作業灯を消灯する。
- ・ 作業機を着脱する際には、作業機と本機の間や作業機の下に入らない。作業機にスタンド等が付いている場合は、必ずスタンド等を使用して安定させた状態で行う。
- ・ 補助作業者を必要とする機械作業では、作業者の体格や体力を考慮して、作業負担が過重とならないよう作業速度等を調整する。
- ・ 機械から離れるときには、作業機を下げ、エンジンを止め、駐車ブレーキをかけ、鍵を抜く。
- ・ 機械への乗降は、機械を背にして行わない。また、ステップを踏み外さないように注意する。
- ・ 必ず運転席に座って運転し、座席や乗車位置以外のところに人を乗せない。補助作業者が乗車する場合は、転落防止ガードやチェーンをかけて作業する。
- ・ 運転時、急旋回、急発進、急停止はしない。また、作業中に機械から飛び降りたり、クローラーに足を掛けて乗り降りしたりしない。
- ・ 作業機への巻き付き、詰まり等を除去する際には、必ずエンジンを止め、作業部分の停止を確認した上で行うこと。また、油圧式の昇降部を上げている場合は、必ず昇降部落下防止装置を作動させておく。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）
- ・ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知）
- ・ 個別農業機械別留意事項（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10313 号農林水産省生産局生産資材課長通知）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

参考 取組例

- ・ 農業機械の目的外使用をしない。
- ・ 安全装置の無効化や取り外し等の改造をしない。
- ・ 緊急時に備えて、機械の動力遮断方法、エンジン停止方法を確認する。
- ・ 機械の始動、運転時には、周囲をよく確認し、付近に人を近づけないようにする。
- ・ 機械の回転部分の詰まり等を除去する際は、エンジンを停止し、回転部分の停止を確認する。
- ・ 歩行型トラクターの後進発進時に、エンジン回転数の減速、進行方向への障害物を確認する。
- ・ 片ブレーキ防止装置を搭載したトラクターの導入を検討する。
- ・ 適切なサイズの機械・器具を用意し、使用する。
- ・ 使用する機械に合わせて作業現場を改善する。
- ・ シートベルトは必ず装着する（トラクター死亡事故の最大要因である転落・転倒の際、乗員を守るための安全キャブ・フレームは、シートベルトを装着して初めて十分な効果を発揮する）。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	食品安全 環境保全 労働安全

番号	管理点	管理基準
40	燃料類は適切に保管している。	① 燃料は保管・使用場所での火気厳禁や、内容物にあった保管容器の使用を徹底している。 ② 燃料は消防法や自治体の条例による規制を遵守して管理し、流出防止・火災防止に努めている。 ③ 農産物に燃料が付着しないよう、流出した燃料が水源や土壌を汚染しないよう燃料漏れ対策を講じている。 ④ 石油類に該当する危険物（はく離剤、インク、洗浄剤、有機溶剤等）も定められた保管方法を遵守し、消防設備の準備、漏れ対策を講じて適切に管理している。

1 解説

燃料を不適切に保管、管理すると、燃料が漏出することで、農産物の汚染による食品安全上の事故、火災による労働災害、土壌や水質汚染による環境破壊を引き起こす原因となる可能性があります。つまり、農場の燃料は食品安全、労働安全、環境保全のいずれの観点からも、大きな危害要因です。

引火、発火、爆発等を起こさないように、適切な容器を使用し、保管庫等の条件を整え、注意喚起表示や消防設備等を準備します。所轄の消防署にも、適切な保管数量か、保管方法に問題がないか等の指導を受けましょう（保管量によって自治体、消防署に届出が必要な場合があります。所轄の消防署に適切な保管方法、有資格者の配置等について相談します）。

また、農産物に燃料が付着しないよう、流出した燃料が水源や土壌を汚染しないよう、燃料漏れ防止対策も講じます。漏れた場合の備えとして、防油堤の設置や、吸着シート・十分な量の砂の用意などが必要です。

保管や使用する場所での火気厳禁、内容物にあった保管容器の使用（例えば、ガソリンは金属容器に入れ、ポリタンクは厳禁）も徹底し、消防法や自治体の条例による規制を遵守して管理しましょう。

同様に、石油類に該当する危険物（はく離剤、インク、洗浄剤、有機溶剤等）も、定められた保管方法を遵守し、消防設備の準備、漏れ防止対策を講じ、漏れた時の処理装備を準備して適切に管理します。

さらに、燃料や危険物について数量も管理することで、食品安全、労働安全、環境保全に加え、農場の経営の見直しにも活用できますので、管理点番号 41 を参考に取り組み

ましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- ・ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）

参考 取組例

- ・ 燃料タンク、配管等を確認し、メンテナンスを行う。燃料保管施設の点検により、燃料漏れがないかどうかを確認し、不具合を修理する。
- ・ 燃料類を飲料容器等の不適切な容器に移し替えない。
- ・ 燃料容器の口は密閉する（密閉せず、転倒防止措置等も講じていないと床の汚染や火災の原因にもなる）。
- ・ 大量の燃料を一か所に保管しない。各自治体が定めている届出が必要な量を把握し、消防署等の指導を受け、適切に保管する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	環境保全

番号	管理点	管理基準
41	温室効果ガスの削減に資する取組を行っている。	① 農場内で使用しているエネルギー種類（電気、燃料等）を把握し、使用量を記録している。 ② 省エネルギーに留意した農業機械・装置、車両、施設の適切な使用を行っている。 ③ 局所施肥や肥料の利用効率の高い分肥、緩効性肥料の施用など農場由来の温室効果ガスの削減に努めている。 ④ 土壌への堆肥や緑肥等の継続的な施用、病害虫がまん延する可能性のある場合を除く作物残さのすき込みなどほ場への炭素貯留に努めている。

1 解説

(1) 現状把握

農業生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生します。農場でのエネルギーの使用量を把握し、常に節減を心がけることが重

要です。以下の手順に従って、自らの農場で可能な省エネルギーの取組を検討しましょう。また、把握・検討した内容は従業員への教育などにより農場内に周知し、節減の必要性の理解に努めましょう。

- ① 農場内で使用しているエネルギーの種類（電気、燃料等）を把握します。
- ② 把握したエネルギーの使用量を伝票やメーターから把握し、記録します。
- ③ 把握したエネルギーの使用量を前年や前月と比較し、想定より使用量が多かったものについては、使用量の削減方法を検討しましょう。

(2) 温室効果ガスの排出削減に資する取組

農作業を行う中で、省エネルギー化が可能な部分はないか調べ、二酸化炭素の発生を抑制する取組を実施します。省エネルギーに留意した農業機械・装置、車両、施設の適切な使用には、以下のような取組があります。これらに取り組み、農場が二酸化炭素の排出量削減に貢献していることを客観的に説明できるようにしましょう。

- ・ 燃料消費量の節減に資する農業機械・車両の適切な使用（アイドリングストップ、適切な走行速度やエンジン回転数での作業実施、適切な土壌水分時の作業実施等）
- ・ 作業工程の見直しによる作業効率の改善（運搬ルート見直し等）
- ・ 機械・器具の適切な点検整備による燃費向上
- ・ 不要な照明のこまめな消灯
- ・ 冷蔵庫や暖房の温度設定の最適化、ハウスの被覆の修繕
- ・ 農業機械、車両、施設・設備を更新する際は、省エネルギー性能の高いものを選択（照明器具の LED 電灯への変更、ハイブリッド車両の導入等）
- ・ 再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等）への切替え

(3) 農場由来の温室効果ガスの削減

ほ場そのものからも温室効果ガスが排出されます。例えば、畑等からは温室効果ガスの1つである一酸化二窒素が、水田からはメタンが排出されます。以下の取組により温室効果ガスの排出削減を検討しましょう。

<畑等>

根圏部分に施肥する局所施肥や肥料成分の利用効率の高い分施、肥料成分の利用効率の高い緩効性肥料の施用といった手法で一酸化二窒素の排出を削減することができます。

(4) ほ場への炭素貯留

土壌管理の方法によっては、ほ場へ炭素を貯留することで温暖化対策につなげることができます。例えば、以下のような取組があります。

- ・ 土壌への堆肥や緑肥等の有機物の継続的な施用
- ・ 難分解性であるバイオ炭の施用
- ・ ほ場に残すと病害虫がまん延する可能性のある場合を除く作物残さのすき込み
- ・ 不耕起又は省耕起栽培の実施

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）
- ・ みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）

参考 取組例

- ・ ビニールハウスを巡回し、こまめに破損箇所を補修する。
- ・ トラクター等は定期的にメンテナンスし、燃費効率を維持する。
- ・ 過積載をしない。
- ・ エンジンをかけたまま積み込み作業をしない。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	食品安全 環境保全

番号	管理点	管理基準
42	農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残さ等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を行っている。	① 農場から発生する廃棄物を把握し、廃棄物自体を削減する方法を検討している。 ② リサイクルできる廃棄物はリサイクルしている。 ③ 病害虫がまん延する可能性がある場合を除き、作物残さは、土づくりや堆肥資材としての利用に努めている。 ④ 農業生産に伴い発生する廃棄物は産業廃棄物や事業系一般廃棄物として法に従い適切な処理を行う。 ⑤ 廃棄物は、処分するまで農産物等と接触しない場所に一時保管し、適切に処理を行う。

1 解説

(1) 廃棄物の適正な処理

農業生産活動に伴い発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、産業廃棄物や事業系一般廃棄物として、法に従い適正な処理を行うことが農業者に義務づけられています。

特に、法令で規定されている産業廃棄物（使用済みプラスチック類や農薬、金属類、廃油等）は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度により、農業者は適正処理の最後まで確認する必要があります。マニフェスト制度とは、農業者が産業廃棄物の処理を行う際に、マニフェスト（管理票）に産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、収集・運搬業者から処分業者へマニフェストを渡し、農業者は、各業者から運搬・処理終了を記載したマニフェストを受け取ることで、委託内容どおりに産業廃棄物処理が行われたことを確認する仕組みです。

(2) 廃棄物の一時保管の徹底

廃棄物は、処分するまで適切に一時保管し、処理しないと、農産物の汚染原因になります。また、有害生物の侵入や発生が起こった場合、食品安全上のリスクにもなります。特に農薬の空容器の取り扱いでは、農薬成分が付着することを防ぐため、農産物等

と接触しない場所に一時保管する等の対策を講じましょう。他の廃棄物も、一時保管する場所を決め、他の資材との接触を防ぎ、散乱しないように管理しましょう。廃棄物の把握、減量及びリサイクル、処分まで分別して一時保管を徹底し、農場の衛生状態を良好に保ちましょう。

(3) 廃棄物の削減の取組

農業は、事業活動であり、排出される廃棄物の削減に努める必要があります。

まず、農場から出る廃棄物を把握し、廃棄物自体を削減する方法を検討します。続いて、それでも発生する残さ等については、リサイクルを検討します。作物残さ（未利用有機物）はそのまま捨てれば廃棄物ですが、有機物資源として有効活用もできます。作物残さを有効に活用するため、土づくりのためにすき込む、堆肥の原料とするなどに取り組みましょう。作物残さ等の有機物のリサイクルの実施に関し、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」には取組例が示されています。

(4) 使用済みプラスチック類の排出削減やリサイクル率向上の取組

海洋プラスチック問題、国際的な有害廃棄物の移動制約等、環境汚染を契機としたプラスチックの資源循環が求められています。農業分野においてもプラスチック資材の効率的利用とともに、使用量又は排出量の削減に取り組むため、以下の取組を検討しましょう。また、使用済みプラスチックの再生利用と熱回収を併せたりサイクル率を高めるために、産業廃棄物として排出する際は農業者においても乾燥・分別と異物除去に努めましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

参考 取組例

- ・ 作物残さと資材の残さの分別を徹底する。
- ・ 作物残さ等の有機物は、ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き、ほ場に還元して土づくりに利用する。
- ・ ダンボール等の古紙の再生利用、金属廃棄物の回収業の活用等、可能な限り、廃棄物を減らす工夫とリサイクルの努力によって、農場から排出される廃棄物を減量する。
- ・ 中長期展張フィルム等の導入により長期利用を実施
- ・ 生分解性マルチ等の生分解性資材や、非プラスチック系資材の導入
- ・ 慣行的にプラスチック被覆肥料を使用している場合、プラスチックを使用していない肥料への代替などの削減対策の実施

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	環境保全 労働安全

番号	管理点	管理基準
43-1	農場内の整理・整頓・清潔・清掃を実施している。	① 農場内は定期的に巡回し、清掃を行っている。 ② 農産物取扱施設は使用前後に清掃し、清潔にしている。 ③ 農場内に不用品は放置せず、回収・処分を行っている。 ④ 農場内の器具、容器、設備、機械・装置等は整理整頓している。
43-2	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却を回避している。	① 廃プラスチック、農薬や肥料の空き袋、残った農薬、農業機械の部品等の処理は、運搬や処分の資格を有する産業廃棄物運搬業者・処理業者に委託する。 ② 作物残さと農業資材等を適切に分別する。

1 解説

農場内を整理、整頓し、常に衛生的にしておくこと、汚れや汚染のリスクが明確になるため、農産物の安全性向上に効果があります。また、作業がしやすくなるので、労働安全の向上、作業効率の向上にもつながります。さらに、きれいな農場は、取引先のバイヤーや消費者、近隣住民に対する信頼性の向上につながります。

農業は、農産物を生産する事業活動であり、そこから排出される廃棄物は事業系一般廃棄物又は産業廃棄物に分類されます。廃棄物の適正な処分は、法令上の義務であつて、農業も例外ではありません。

廃プラスチック、農薬や肥料の空き袋、残った農薬、農業機械の部品等の処理は、運搬や処分の資格を有する産業廃棄物運搬業者・処理業者に委託します。

作物残さ等についても、不適切な焼却は法令で禁止されていますので、処分方法（排出量や種類によって分類が産業廃棄物、事業系一般廃棄物、家庭系一般廃棄物となり、自治体により処分方法が異なります）を自治体に確認しましょう。また、作物残さと基材や資材等を適切に分別することも大切です。作物残さと、ウレタン基材やマルチ、ピンチなどの農業資材を分別しないままにしておいては、堆肥の原料等の有機物としても、廃プラスチックとしての処分もできないままになってしまいます。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
- ・ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）
- ・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）

参考 取組例

- 作物残さとウレタン基材を分離しないまま埋却しない。作物残さを腐らせて除去する、もしくは事業系一般廃棄物（作物残さ）と産業廃棄物（ウレタン基材）の両方の処理ができる事業者処分に委託する。
- 廃棄物専用保管場所を設け、廃棄物を明確にする。
- プラスチックの農業資材や家庭ごみを焼却しない（土壌や水質、農産物の汚染源になり、周辺への迷惑行為となる）。
- 農場から出る廃棄物を把握し、一時保管場所、処分方法をルール化するとともに、廃棄や一時保管の責任者を決めて管理する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	環境保全

番号	管理点	管理基準
44	周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・ほこり・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策を実施している。	① 農場の周辺環境を把握し、騒音、振動、悪臭、煙・ほこり・有害物質の飛散・流出等のトラブルが発生していないか把握する。 ② トラブルを解消するための対策を講ずる（騒音トラブルを避けるため深夜早朝の作業はしない等）。

1 解説

農場を継続的に運営していくためには、周辺の方々の理解が必要です。

まずは自らの農場の周辺環境、住民の方々を把握し、周りの人や施設に迷惑をかけていないか、過去にトラブルとなったことがないか、自治体や自治会組織に相談が持ち込まれていないか、把握します。例えば、機械操作の騒音トラブルがあるなら、深夜早朝の作業はしない、堆肥の悪臭が迷惑になっているなら、堆肥場を移動する、完熟化を促進する、繰り返し作業時に回覧等で周知するなどして、トラブルを解消するための対策を講じます。

トラクターで公道を走る場合、機械やタイヤに付着した泥を公道に落とさないように清掃する、落とした場合は取り除く、「低速車マーク」を表示する、アタッチメントには灯火器類を追加するなど、道路運送車両の保安基準を遵守することも大切です。また、公道に車両を長時間駐車することも避けましょう。管理点番号10と合わせて、環境へのリスクに周辺住民への迷惑行為も含めて抽出、検討することでトラブルを未然に防ぐことも大切です。

住民と良好な関係を維持できれば、生産活動への協力も得られます。迷惑をかけていないか、情報を把握するためにも、積極的にコミュニケーションを取りましょう。

2 関係する法令等

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）
- ・ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

参考 取組例

- ・ ほ場から乗用農機具を自走で持ち出す際には、タイヤの泥や土を十分に落としてから持ち出す。
- ・ 廃棄物には、ネットやカバー等をかけ、飛散しないようにする。
- ・ 乾燥強風時に土ぼこりが発生しないよう、緑肥等を栽培する。
- ・ 強風時の耕うんは控える。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	全般	共通	環境保全

番号	管理点	管理基準
45	ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策を行っている。	① 農場と農場周辺にどのような動植物が生息しているか調査する。希少動植物、在来種、外来種等を認識し、それらにどのような変化があるのか把握する。 ② 鳥獣被害防止特措法に基づく国の基本指針や市町村の被害防止計画に則した対策を実施する。 ③ 食品や収穫残さの管理の徹底、放任果樹の除去等、鳥獣等を引き寄せない取組を実施している。 ④ 加害する野生獣に適した侵入防止柵を設置している。 ⑤ 加害する鳥獣の追払いを行っている ⑥ 在来種に関しては駆除を前提としない防止対策を行う。

1 解説

生物多様性とは、生物多様性基本法において「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」を意味し、人類もその恩恵を享受しています。近年の農業の生産効率は化学的な資材や機械化により飛躍的に向上しました

が、一方で環境破壊や環境汚染等により生物多様性を脅かす状況を招いています。

生物多様性について考える場合、まず農場と農場周辺にどのような動植物が生息しているか、希少動植物、在来種、外来種等を認識し、それらにどのような変化があるのかを把握します。また、日本では鳥獣害対策が重要な地域が増えています。生態系のバランスを考えたうえで、地域の一員として、どのように環境と生物多様性に貢献できるかを考えて活動します。

一方で、鳥獣による農産物等への被害は深刻な状況です。農場周辺では「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、国が定める基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成し、地域ぐるみで被害防止対策を行う取組を推進しています。同法では、国及び地方公共団体は生物の多様性の確保等に留意することとされており、国・市町村が定めた指針・計画に即した対策を実施することは生物多様性の確保の点からも重要です。

なお、鳥獣を捕獲する際は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」等の関係法令を遵守することとしています。在来種に関しては駆除を前提としない鳥獣害防止対策を講じます。一方で特定外来生物（管理点番号 46 参照）については、自治体と連携して駆除等に努めます。

こうした取組を地域ぐるみで実践し、生物多様性を損なうことなく、鳥獣害防止に努めましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成 20 年 2 月 21 日農林水産省告示第 254 号）

参考 取組例

- ・ 食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去等、鳥獣等を引き寄せない取組を実施している。
- ・ 電気柵等の侵入防止柵を設置している。
- ・ 追い払いを実施している。
- ・ 遊休地の草刈等を行って見通しを良くし、ほ場への接近を防ぐ。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
V 経営資源	栽培	共通	環境保全

番号	管理点	管理基準
46-1	施設栽培でセイヨウオオマルハナバチを受粉等に使用する場合は、適切に管理してい	① 飼養に関して環境省の許可を得ている。 ② 栽培施設から外に逸失しない措置をとっている。

	る。	③ 飼養後のハチの確実な殺処分を実施している。 ④ 栽培施設への許可証掲出を行っている。
46-2	その他外来生物を利用する場合は、適切な飼養管理を行っている。	① 導入天敵などの特定外来生物ではない外来生物を使用している場合、取扱説明書の注意事項に従って使用する。 ② 殺処分が必要な場合は確実に実施する。

1 解説

特定外来生物は、海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものが指定されます。農業分野では、特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチを使用する場合があります。その飼養にあたっては、環境省の許可の取得及び適切な飼養管理の実施が法令上義務付けられています。

導入天敵などの特定外来生物ではない外来生物を使用している場合も、生態系を守るために取扱説明書の注意事項に従って使用する必要があります。殺処分が必要な場合は確実にを行います。

また、管理点番号 45 と合わせて、日本の固有種に悪影響を及ぼす外来の動植物を発見した場合には、駆除が可能かどうか自治体に確認した後、対処しましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）
- ・ 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年環境省告示第 42 号）
- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 5 条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について（平成 31 年 4 月 19 日環自野発第 1904191 号環境省自然環境局長通知）

参考 取組例

- ・ ハチの飼養に関する環境省の許可を取得している（1 回の許可の有効期間は 3 年間）。
- ・ 栽培施設の全ての開口部をネットで被覆している。
- ・ 栽培施設の出入口には二重の戸を設置している、又はネットで二重に被覆している。
- ・ 使用後はハチを確実に殺処分している
- ・ 栽培施設に許可証を掲出している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	苗づくり・定植	共通	食品安全

番号	管理点	管理基準
47	信頼できる供給元から適正な手段で種苗を入手し、育苗の管理や種苗の調達に関する記録を保管している。	<p>以下のような取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 購入する種苗の表示（種苗業者、品種、農薬の使用履歴、ロット番号等）を確認して記録する。 自家増殖する種苗は採種ほ場を記録する。 定植までに育苗する場合は、育苗場所や施設名、品目・品種、培土・施肥、農薬の使用履歴等を記録する。

1 解説

農業における健全な種苗（種子、苗）の入手、育成は経営上、重要な工程です。種苗の入手・育苗を管理、記録し、見直せるようにすることが大切です。また、育苗品種を指定して育苗を外部委託している場合には、管理点番号 12 に従って管理を実施します。

種苗は、外観によって品種、発芽率などの品質や生産地の識別が困難なため、販売する場合は一定の事項の表示が義務付けられています。指定種苗として定められた植物の種苗が表示義務の対象です。農林水産大臣が指定種苗として定めているのが、穀類、豆類、いも類、野菜、きのこ類などの食用となる作物及び飼料作物の全て、花き、果樹、芝草などの一部の植物です。これらの種苗には、品種、生産地、採種年月（又は有効期限）、数量、農薬の使用履歴、種苗業者の名称、発芽率が表示されているので、記載事項を参考に、適切な種苗を入手し、記録します。

特に農業生産の安定を図るため、種苗の健全性が収穫に大きく影響を及ぼす作物（ばれいしょ等）については、国が指定種苗として指定し、検疫を行っています。指定種苗は、植物防疫官が毎年栽培中に病害虫の検査を行い、この検査に合格しないと種苗として移動することができません。対象品目（ばれいしょ等）を購入する時は検査合格証票を確認します。

自家増殖した種苗については、どのほ場で採取されたものか（複数ほ場からの選抜も可）を記録します。

入手した種苗をほ場に定植するまで育苗した場合は、その育苗記録を作成します。育苗した場所・施設名、品目・品種、播種量、培土の配合、施肥内容、定植日、種苗生産に際し農薬を使用した場合は、管理点番号 58 に従って記録を残します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）
- ・ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・ 農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号）
- ・ 有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和 3 年 4 月 23 日付け 3 消安第 625 号、3 消安第 627 号、3 食産第 495 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知）

参考 取組例

- ・ 種苗購入時に農薬使用履歴等を確認・記録している。
- ・ 農薬使用履歴の不明な種苗は使用しない。
- ・ 自家増殖した種苗については、どのほ場で採種したか記録している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	栽培・収穫	共通	食品安全

番号	管理点	管理基準
48	周辺ほ場及びほ場内の隣接する作物からのドリフト対策を実施している。	① 周辺の生産者とコミュニケーションをとり、お互いに散布時期等に注意している。 ② 危険性がある場合、遮へいするなどの対策を実施している。

1 解説

農薬の工程管理を検討する上で、自らのほ場・農産物に対し、周辺で使用される農薬からの影響があるか、ドリフトの危険性について調べます。

ドリフトの影響が懸念される場合には、周辺の農薬使用者とコミュニケーションをとり、お互いに農薬の影響がないよう話し合いをします。例えば、農薬散布時期を知らせてもらう、農作物が収穫時期を迎える際には農薬の使用を控えてもらう、使用する農薬を揃える、旗や目印でドリフトへの注意を促す、ドリフト低減ノズルの使用を依頼する、畦畔・境界部に緩衝地帯や防風ネット、風よけとなる緑肥を栽培する等の方法があります。

周辺農家とあつれきが生じないようによく話し合い、適切な方法を採用します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成 17 年 12 月 20 日付け消安第 8282 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
- ・ 農薬飛散対策技術マニュアル（平成 21 年度 IPM 技術評価基準策定・情報提供委託事業／周辺作物飛散影響防止対策基準策定事業報告書）

参考 取組例

- ・ 周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等についての情報提供を行っている。
- ・ 農薬を使う際には、病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布を行っている。
- ・ 近隣に影響が少ない天候の日や時間帯で散布している。
- ・ 風向きを考慮してノズルの向きを決定している。

- ・ 飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択を行っている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	栽培	共通	環境保全

番号	管理点	管理基準
49	病虫害・雑草が発生しにくい生産条件を理解し、実践している（IPMにおける「予防」の取組）。	以下のような取組を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健全な種苗を使用している。 ・ 植物残さを放置しない、雑草を除去するなど病虫害の発生源を除去している。 ・ 抵抗性品種の導入、土壌の排水性の改善等を実施している。

番号	管理点	管理基準
50	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で、防除の要否、防除のタイミングを判断している（IPMにおける「判断」の取組）。	① 病虫害防除所や指導機関から提供される発生子察情報等を活用している。 ② ほ場やほ場周辺での病虫害・雑草や天敵の発生状況を観察している。

番号	管理点	管理基準
51	多様な防除方法を活用した防除（IPMにおける「防除」の取組）を行っている。	以下のような取組を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防虫ネットや粘着シート等を利用している（物理的防除）。 ・ 天敵、微生物農薬の活用（生物的防除） ・ 同一系統薬剤の連続使用を避けた農薬散布 ・ 農薬を散布する際は、飛散防止ノズルを活用している。

1 解説

(1) IPMについて

IPMとは、Integrated Pest Management の略称であり、「総合的病虫害・雑草管理」などと訳します。

IPMは、

- ① 病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備（IPMの「予防」の取組）
- ② 病虫害・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（IPMの「判断」の取組）
- ③ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（IPMの「防除」の取組）

を組み合わせ、化学農薬の使用量を必要最低限に抑えつつ、経済的な被害が生じるレ

ベル以下に病害虫・雑草の発生を抑制する方法です。

病害虫・雑草の発生状況に応じて、経済性を考慮しつつ適切な防除手段を総合的に講じることにより、農業者にとって農作物の安定した生産を確保できるというメリットがあります。また、化学農薬に過度に依存せず、多様な防除手段を総合的に用いることにより、人の健康に対するリスクの低減、環境への負荷の低減による生物多様性の維持等の環境保全、薬剤耐性・抵抗性を持った病害虫・雑草の出現抑制にもつながります。

(2) I P Mの取組方法

I P Mの取組方法としては、「予防」、「判断」、「防除」の3つの取組を基本に効果的・効率的な防除を行います。それぞれの取組内容は以下のとおりです。

①「予防」の取組

I P Mでは、病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備のため、「健全な種苗の使用」「病害虫の発生源の除去」に取り組むことが基本となります。これらの取組に加えて、栽培する作物の種類、地域の実情を踏まえた取組等を可能な範囲で実施します。

②「判断」の取組

I P Mでは、病害虫・雑草による被害が生じると判断される場合に防除を行うことを基本として、「発生予察情報の活用」、「ほ場観察」により病害虫・雑草の発生状況等を把握した上で防除要否及びタイミングを判断します。

③「防除」の取組

I P Mでは、化学的防除だけでなく、「物理的防除」、「生物的防除」など多様な防除方法を組み合わせることを基本として、粘着シート、天敵など化学農薬以外の多様な防除資材を活用し、適切な使用方法による防除を行います。また、化学農薬の使用においては、可能な範囲で環境負荷の低減にも資する化学農薬を活用し、環境負荷の低減にも資する使用方法による防除に取り組みます。

(3) I P Mの実践

I P Mの実践にあたっては、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実践）、Check（検証）、Action（改善）を繰り返すことで業務を改善する手法）により、毎年、取組方法の改善を図ることが重要です。いつ、どのような取組を行ったか記録を残すようにしましょう。

また、病害虫・雑草の発生態様は、地域によって様々であり、地域の実情を踏まえた最適な防除手段を選択することが必要となります。より地域に合ったI P Mの取組方法については、農業改良普及センター等に相談してください。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・ みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）

参考 取組例

(49、I P Mにおける「予防」の取組)

- ・ 健全な種苗を使用している（種子更新・種子消毒の実施、検定済み無毒苗木・種子の使用、病徴や徒長のない苗の使用等）。
- ・ 病害虫の発生源（作物残さ、周辺雑草、寄主植物等）を除去している。

- ・ 抵抗性品種を導入している。
- ・ 土壌の排水性を改善している。
- ・ 土壌診断に基づく適正な施肥管理を行っている。
- ・ 適正な栽植密度で管理している。
- ・ 輪作を実施している。
- ・ 緑肥を活用している。

(50、I P Mにおける「判断」の取組)

- ・ 病害虫防除所が発表する発生予察情報等を活用することにより、防除要否及びタイミングを判断している。
- ・ ほ場やほ場周辺における病害虫・雑草や天敵の発生状況を観察することにより防除要否や防除のタイミングを判断している。

(51、I P Mにおける「防除」の取組)

- ・ 多様な防除資材を活用している。
 ※防除資材の例：(物理的防除) 粘着シート、防虫ネット 等
 (生物的防除) 天敵、微生物農薬 等
- ・ 環境負荷低減の観点から、リスクの高い農薬からリスクのより低い農薬へ転換している。
- ・ 同一系統薬剤の連続使用を避けたローテーション散布を実施している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	計画	共通	食品安全

番号	管理点	管理基準
52	使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐため、農薬使用計画を策定している。	① 使用する農薬及びその使用基準等について把握し、品目ごとに使用する農薬使用計画を作成している。 ② 登録農薬及び特定農薬だけを使用し、農薬登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材を使用していない。

1 解説

農薬を使用する際には、「農薬取締法」に基づく登録を受けたもの、かつ、有効期限内のものを使用する必要があります。

食品の安全を守り、周辺環境に配慮して農薬を適正に使用するため、まず、農場で使用する予定の農薬のリストを作成します。その際、県農作物病害虫・雑草防除指針、農業改良普及センターの指導や防除暦などを参考にします。リストに記載する際に、その農薬には農林水産省の登録番号があることを確認します。

続いて、農薬取締法に定められた「使用基準違反」にならないように、リストを整備します。農薬のラベルに表示されている農薬名(剤型含む)、適用病害虫名、使用回数(本剤の使用回数、含有する有効成分の種類ごとの総使用回数)、使用時期(収穫前日

数等)、使用量、希釈倍数、使用方法などを確認しリストに記載していきます。間違いがないか、複数回チェックしましょう。農薬は、含有する有効成分の種類ごとに使用できる総使用回数が定められているので、総使用回数を超えていないことを確認しましょう。また、対象病害虫によって希釈倍数が異なることもありますので、何のために使用するのか、しっかり記載しましょう。

同じ農薬を何回も続けて使用すると、病害虫において、その農薬に対する耐性・抵抗性が生じる可能性が高まります。そこで、県農作物病害虫・雑草防除指針を参考にす、農業改良普及センターへ相談するなどして、同じ系統の農薬を連用することがないように、農薬のリストを工夫します（RACコード、系統名等を参照）。

農薬は、製剤ごとに適用作物が異なり、農産物によって残留農薬基準も異なります。後に作付けする作物のことも考慮して農薬を選択できるようにしましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

参考 取組例

- ・ 栽培している品目ごとの農薬のリストを作成している。
- ・ 防除暦を活用している。
- ・ 農薬使用時に農林水産省の登録番号を確認している。
- ・ 農薬は信頼できる業者から購入している。
- ・ 上記の取組を踏まえて使用計画を作成している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	栽培	共通	食品安全

番号	管理点	管理基準
53	農薬使用計画に基づき、ラベルに表示されている事項を確認し、それに従い使用している。	① 対象の作物、病害虫、雑草を確認している。 ② 希釈倍数、使用量、使用回数、使用方法、収穫前日数等を確認している。 ③ ラベルに注意喚起マークがある場合は、その内容を確認している。 ④ 農薬は最終有効年月（有効期限）や登録の有無を確認して、使用している。

1 解説

農薬を使用する際には、農薬ラベルに適用作物、使用回数、使用量、希釈倍数、収穫前日数、使用上の注意事項や被害防止方法等が記載されていますので、必ず確認しましょう。

「農薬取締法」では、容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認し、表示内容に従って使用することが定められています。ラベルの表示内容を遵守していないと、農薬使用基準違反に問われたり、残留農薬基準違反により出荷した農産物を回収しなければならなかったりする場合があります。

また、最終有効年月を過ぎた農薬は、効果が保証されないだけでなく、使用基準が変更されている場合には、表示内容を守っていたとしても残留農薬基準違反になる可能性があるため、使用しないようにします。間違いを回避するために、最終有効年月を過ぎた農薬は明確に識別、分別して管理し、できるだけ早急に廃棄物処理業者へ依頼すること等により適正に処分します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・ 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）

参考 取組例

- ・ 発生している病害虫を確認している。
- ・ 収穫予定日を把握している。
- ・ 希釈時に早見表を活用している。
- ・ 定期的に農薬の棚卸を行い、最終有効年月（有効期限）を確認している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	栽培	共通	環境保全

番号	管理点	管理基準
54	散布液を調製する際は、周辺環境を汚染させない場所で必要な量だけ調製し、使用後の計量機器は適切に洗浄している。	<ul style="list-style-type: none"> ① 農産物や生産資材に飛散することがない場所で、調製（希釈）している。 ② 調製時には、必要な保護具を着用している。 ③ 薬液を正確に計量できる器具を使用している。 ④ 調製に使用した計量カップなどの計量機器は、農薬の成分が残らないよう適切に洗浄している。 ⑤ 必要量及びラベルに記載された面積当たりの使用量を超過しないように、散布液を調製し使い切る。

1 解説

散布作業前に、防除の準備を整えます。

まず、防除器具等が適切に動作するか、事前に確認し、詰まりや前回使用した農薬が残っていないか点検します。

次に、農薬の調製時は最も濃度が高い、原液に接触する危険がありますので、管理点番号 56 に定められた防護装備を適切に装着して作業に当たります。農薬を保管庫から出す前に、適切な保護装備を装着します。

農薬の散布液が余ると、余分に散布して使用基準違反になってしまうことがあります。余分に調製すれば、無駄に農薬を消費し、廃棄処分環境への負荷も増加します。

したがって、必要最小限の散布液を調製し、農薬の使用基準違反の回避、環境汚染の防止、経済負担の軽減に努めます。

まず、ラベルに表示されている単位面積あたりの使用量と、農薬を使用する農地の面積から、必要な量だけをひょう量して散布液を調製します。計量する際には正確に測れるよう、水平な場所で行います。調製に使用した計量カップなどの計量機器は、農薬の成分が残らないように十分な洗浄、計量機器は拭き取り等を行います。洗浄時のすすぎ水は環境汚染を防ぐため、希釈水として農薬タンクに入れます。

はじめから残液が出ないように調製しますが、残液が発生した場合には、管理点番号 57 を参考に処分します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）

参考 取組例

- ・ 農薬の調製（希釈）は収穫物や出荷箱の近くで行わない。
- ・ 薬液調製時にはマスク、保護メガネ、手袋などの保護具を使用している。
- ・ 農薬を計量するときに正確な器具（はかり、メスシリンダー等）を使用している。
- ・ 作物の生育状況の応じて適切な量の薬量を調製している。
- ・ 農薬の使用基準（使用量、散布液量等）を確認している。
- ・ 農薬を調製した際に使用した計量器具類等は適切に洗浄、拭き取りを行っている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	栽培	共通	環境保全

番号	管理点	管理基準
55	農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響を回避している。	① 近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布している。 ② 周辺へのドリフトの危険性を把握し、対策（ドリフト低減ノズルの利用等）を実施している。

		③ 住宅地等に近接するほ場では、散布時には、周辺住民への影響を回避している。
--	--	----------------------------------------

1 解説

農薬散布時に、隣接するほ場等の作物に農薬がかかると、作物の成長に悪影響が出たり、残留農薬基準値の超過の原因になったりする可能性があります。また、周辺の民家等へ農薬が飛散してしまうと周辺住民に健康被害を及ぼしたり、建物や車等に被害を及ぼしたりします。

こうした被害等を防ぐため、飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルの使用に努めるとともに、風のない又は風が弱い日、時間に農薬を散布して自農場の農薬散布によるドリフトを防いだり、周辺の農家に連絡し、収穫時期を教えてもらう等、ドリフトの影響を少なくするよう努めます。また、くん蒸剤を使用する場合、揮散した農薬成分が周辺住民に健康被害を及ぼす可能性があります。被覆することが農薬のラベルに指示されている場合には、必ず被覆等を行います。

住宅地に近接する農地の場合は、周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知するようにしましょう。

過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、丁寧な説明を心掛けるなど、十分配慮するようにしましょう。

また、散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びること浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図りましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）
- ・ 農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
- ・ 住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付け25消安第175号、環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）

参考 取組例

- ・ 周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等についての情報提供を行っている。
- ・ 農薬を使う際には、病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布を行っている。
- ・ 近隣に影響が少ない天候の日や時間帯で散布している。
- ・ 風向きを考慮してノズルの向きを決定している。
- ・ 飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択を行っている。
- ・ 農薬を散布する場合、近隣住民等への事前の周知を行っている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	栽培	共通	労働安全

番号	管理点	管理基準
56-1	防除衣・防護具は適切に着用している。	農薬散布時は、ラベルに書かれた適切な防除衣、防護具を着用している。
56-2	農薬散布後は、片付け手順に従い作業するとともに、防除衣・防護具は適切に洗浄・保管している。さらに、このほかに農薬のラベルの指示がある場合は、対策を実施している。	① 防除後の後片付けの手順を明示している。 ② 防除衣や防護具は防除後に他の洗濯物と分けて洗浄し、農薬や農産物と分けて保管している。 ③ ラベルの指示がある場合は、農薬使用後の立入の禁止・制限等を実施している。

1 解説

農薬によっては、農薬散布液を吸引したり、皮膚に付着したりすると健康被害が発生する恐れがあります。したがって、農薬容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認し、表示内容に基づく安全に作業を行うための服装（防除衣）やマスク、ゴーグル等の防護具を正しく着用します。

農薬リストを作成し、希釈倍数や使用回数等の情報だけでなく、必要な防除衣・防護具を農薬ごとに明記しておくことでわかりやすく、間違いを防ぐことができます。

農薬調製は農薬の原液を取り扱うので、より注意が必要になります。そのため防除衣・防護具は農薬の調製時（保管庫から取り出す作業を含む）から着用します。

指定された性能を有していないマスクを着用すると、保護効果がありません。農薬ラベルの表示内容に基づき、適切なマスクを選択します。また、破れた防護具や使用期間が過ぎた農薬マスクのフィルターは十分な保護効果が期待できません。

散布した農薬の接触・吸引を防ぐためには防除衣・防護具の着用だけでなく、ラベルの指示がある場合は、農薬使用後の立入を禁止・制限したり、散布した農薬が乾くまでほ場への立入を禁止したりするなどの対策を取ります。

農薬散布に使用した防除衣や防護具を洗浄する場合、いったん着衣、装着したまま、水で洗い流します。それから防護具を外し、防除衣を脱ぎ、改めて流水で洗浄します。一般の洗濯物と一緒に洗濯すると、農薬成分が他の洗濯物に付着してしまうため、分けて洗濯します。

農薬保管庫内に防護具を保管すると、防護具に農薬成分が付着し、フィルターの効果がなくなる可能性があります。洗浄した防除衣・防護具だとしても農産物に接触すると、交差汚染を起こし、農産物に農薬成分が付着する可能性があります。そのため、防除衣や防護具は農薬保管庫に入れず、専用のロッカー等を用意します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）

- ・ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）

参考 取組例

- ・ 農薬散布時には専用の防除衣や保護具の適切な着用を行っている。
- ・ 農薬散布後の防除衣の洗浄、所定の保管場所への保管を適切に行っている。
- ・ 農薬ラベルの記載の順守、散布後のほ場等へ立入禁止措置を行っている。
- ・ くん煙剤等使用の際には、ハウス内への立入禁止と注意喚起を徹底している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	栽培	共通	食品安全 環境保全

番号	管理点	管理基準
57-1	農薬散布前に、機器の点検をしている。	使用前に点検を行っている。特にホースの接続部分等の不良により薬液が噴出しないか確認している。
57-2	残液が出ないように使い切る。また、残液が出た場合は適切に処理するとともに、散布機器は十分に洗浄をしている。	① 残液が出ないように使い切るとともに、残液が出た場合は適切に処理している。 ② 使用後の散布器具は生産ほ場及び収穫物と離れた場所で十分に洗浄している。 ③ 洗浄排液は適切に処理している。

1 解説

防除作業の前には、防除に使用する機械・器具を点検します。正常に稼働するか、通水できるか、かく拌機に故障はないか、試運転を行います。防除機械・器具が正常に稼働しないと、計算値より濃度が高くなったり、飛散したり、漏れたり、目標としたところに散布できなかつたりと、残留やドリフトのリスクが高まります。

同時に、防除器具は適切に洗浄されているか、目視で確認します。防除器具の洗浄が不十分で中に農薬が残っていると、次に防除器具を使用する作物にその残った農薬がかかってしまい、残留農薬基準違反の原因になる可能性があります。

残った農薬が、別の農産物に使用する農薬に混入することのないよう、以下の点に注意します。

- ① 農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄されているか確認
- ② 農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、かく拌機、ホース、噴頭、ノズル等、農薬が残る可能性がある箇所に特に注意して、十分に洗浄

農薬の残液が発生した場合、残液の不適切な処理は環境汚染や農産物汚染につながる可能性があります。関係法令を遵守し、自治体による指導がある場合には、その指示に従います。

防除器具、防除衣等の保護装備を洗浄した水は、その農薬を散布したほ場に浸透する

など、適切に処理します。排水路や河川等に排水することを避けます。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）

参考 取組例

- ・ 農薬の使用前には、防除器具（薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル）等を点検し、十分に洗浄されているか、器具の破損や詰まりがないか、部品の接続が適切であるかを確認している。
- ・ 農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある部分に特に注意して、十分に洗浄している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	栽培	共通	食品安全

番号	管理点	管理基準
58	使用した農薬は記録し、その記録を保存している。	下記①～⑦を記録し、1～3年間保存している。 ① 使用場所（ほ場の名称等） ② 対象作物 ③ 使用日 ④ 農薬名 ⑤ 希釈倍数 ⑥ 使用量 ⑦ 使用方法、散布器具、作業者名 ⑧ 購入苗の場合、添付されている生産履歴の保存

1 解説

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）では、農薬使用者は、農薬を使用した時は、次に掲げる事項を帳簿に記載するように努めなければならないと定めています。

- ① 使用日
- ② 使用場所
- ③ 使用した農産物
- ④ 使用した農薬の種類又は名称
- ⑤ 単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

万が一、残留農薬基準の超過が発生した場合、あるいは取引先から農薬使用状況につ

いて問い合わせがあった場合、農薬使用記録が必要です。散布の状況を確認するためにも上記の事項に加え、散布機等の防除機械・器具の特定を含む使用方法、作業者名についても記録を残しておきます。

農薬使用記録は、事故が発生した際の原因調査や、取引先からの求めに応じて証拠を提示するなど、事故や要請に対応するために必要です。さらに、栽培工程の見直し、防除方法の効率や効果の検証などにも活用でき、農場の経営上、とても重要な記録です。保存性の高い媒体で適切な期間保存し、農場経営の見直しに活用しましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）
- ・ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）

参考 取組例

- ・ 農薬を使用した時は、使用日、使用場所、使用した農作物、対象病害虫名、使用した農薬の正式名称及び剤型、単位面積当たりの使用量又は希釈倍率及び散布量、使用した器具等を帳簿に記録している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	全般	共通	食品安全 環境保全 労働安全

番号	管理点	管理基準
59-1	食品安全（容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等）、環境保全（流出防止対策等）、労働安全（毒劇・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農薬の保管、在庫管理を実施している。	① 農薬は保管庫で、鍵をかけて保管している。 ② 農薬は冷涼、乾燥した場所で保管している。 ③ 毒劇物の農薬は他の農薬と分けて保管し、適切な表示をしている。 ④ 保管庫の鍵は、管理担当者によって管理している。 ⑤ 農薬は、購入時の容器で保管している。 ⑥ 農薬は農産物と接触しない場所で保管している。 ⑦ 農薬がこぼれないよう密封するとともに、こぼれた時の対策として、専用のちりとり、砂、ほうき等を保管場所に備え付けている。

		<p>⑧ 保管庫には農薬やこぼれた時の対策に使用するもの以外は置いていない。</p> <p>⑨ 立入可能な保管庫の場合は、換気口を設置するなど、通気性を確保する。</p>
59-2	農薬の在庫台帳の作成と農薬の管理を実施している。	<p>① 農薬の在庫台帳があり、入庫・出庫の記録がある。</p> <p>② 台帳を基に在庫管理を実施し、余分な農薬を購入することを防いでいる。</p>

1 解説

農場では、第三者が農薬を持ち出し、悪用することを防がなければなりません。さらに、作業者が保管庫から間違った農薬を取り出して使用することがないように、誤使用を防ぐことも必要です。そのため、強固で、十分な大きさの農薬保管庫を用意し、鍵をかけ、識別・分別して保管します。特に、毒物や劇物に該当する農薬については、それぞれを区別した上で、鍵をかけて保管、管理しなければなりません。また、危険物に指定される農薬（油剤、乳剤など第1～4石油類に分類される農薬等）については、消防法に従った管理（危険物表示の実施、消火設備等の用意など）が要求されます。

また、保管中や使用に際して、農薬の容器が倒れて中身がこぼれ、他の農薬と混じる、汚染する、周囲に流出することがないように、密封し、漏れ防止の対策を講じます。これが「盗難防止」「誤使用防止」「混入や汚染の防止」の原則です。

万が一、残留農薬基準の超過が発生した際に、農薬の使用記録だけでなく、農薬の在庫記録があると適正に農薬を使用したことが証明しやすくなり、後から検証する際にも役立ちます。また、農薬の在庫を管理すると無駄な購入を防ぐことができます。

具体的な保管の仕方としては、下記のような方法があります。

- ① 農薬を農薬保管庫外に放置しない。
- ② 農薬保管庫の鍵を農薬に関する責任者が管理し、常に施錠を行い、責任者の許可なく農薬を持ち出せないようにする。
- ③ 毒物・劇物の保管については、行政の指導に従う。具体的な指示のない場合は、棚を分ける、別の保管庫に入れるなど他の農薬と明確に区分できる場所に保管する。毒物・劇物の容器及び被包に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示を行い、保管場所にも同様に表示を行う。
- ④ 発火性又は引火性を有する危険物に該当する農薬については、危険物に該当しない農薬と分けて保管し、火気厳禁などの危険物表示を行う。
- ⑤ 保管庫内は農薬ラベルを確認できる程度の明るさを確保する。暗いと感じる場合は懐中電灯などを用意する。
- ⑥ 立入可能な保管庫の場合、換気口を設置する、出入り口を開放状態にしておけるようにするなど、通気性を確保する。
- ⑦ 農薬は購入時の容器のままで保管する。誤飲の原因となるためペットボトル等、飲食物品の容器への移し替えは行わない。
- ⑧ 最終有効年月を過ぎた農薬は誤使用を防ぐために区分して保管し、廃棄物処理業者へ依頼すること等により適正に処分する。
- ⑨ 使いかけの農薬は流出を防ぐためしっかり封をする。
- ⑩ 容器の転倒・落下による流出を防ぐため、穴のないトレーに入れるなどの流出対策を行う。

- ⑪ 農薬流出に備え、農薬専用のほうき、ちりとり、ごみ袋、吸着シート等を用意する。
- ⑫ 入庫ごと、出庫ごとに在庫台帳にて記録、管理する。
- ⑬ 定期的に棚卸を実施する。
- ⑭ 農薬保管庫内に、農薬以外のものを置かない。

これらのことを遵守し、誤使用や汚染、いたずら等を防止して食品安全を、流出防止対策により環境保全を、毒物・劇物の適正な保管による労働安全を確保します。適切に保管、在庫管理し、農薬に起因する様々な事故のリスクを低減します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より一部引用

2 関係する法令等

- ・ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知）

参考 取組例

- ・ 農薬は保管庫で鍵をかけて保管している。
- ・ 冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所で農薬を保管している。
- ・ 毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示を行っている。
- ・ 農薬を他の容器へ移しかえることを禁止している。
- ・ 在庫台帳に、入庫・出庫状況をその都度記録して、過剰な農薬を保管しないようにしている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	全般	共通	食品安全

番号	管理点	管理基準
60	農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ① 農薬に関する責任者を配置している。 ② 農薬使用計画に基づき、農薬責任者が農薬散布を指示している。 ③ 農薬責任者が日々の散布記録を確認している。 ④ 農薬責任者は、出荷前に農薬の使用を確認し、不適切な使用がないか、在庫記録、使用記録を照合している。 ⑤ 必要に応じて農薬使用計画を修正している。

1 解説

農薬取締法において、農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めることが求められています。しかしながら、十分な知識を持たない作業員により調製の順番や希釈倍数を間違った散布が行われる可能性もあります。

こうした事故を防ぐため、農薬に関する責任者を決め、その責任者が防除を一元的に管理、指示する体制を整え、農薬散布の重複や散布漏れ、間違った農薬の散布などを防ぎます。農薬に関する責任者が農薬使用計画に基づき、作業員に対して農薬使用を指示します。責任者が散布する農薬名、希釈倍数、散布量、対象ほ場、対象品目等を記載した農薬散布指示書を作成し、作業員がその指示書に従って作業を確実に行えば、使用基準違反は防げます。天候不順などにより予想外の病害虫が発生し、農薬リストに記載されていない農薬を使う場合にも、農薬に関する責任者が信頼できる機関に相談するなどして使用に問題がないか確認し、作業員に指示を出すようにします。こうした体制を整備すれば、リスクを低減することができます。

このように、防除作業を適切に工程管理していれば、残留農薬の事故を起こすリスクは低減されます。加えて、実践してきた工程管理を、漏れがないか、間違いはないか検証することにより、そのリスクをさらに下げることができます。つまり、農薬の使用計画 → 適切な準備作業 → 適切な使用 → 後片付け → 保管及び在庫管理の工程に、間違いがないか、農場の農薬に関する責任者が確認する作業に取り組むことが必要です。

具体的には、農薬に関する責任者が、出荷の前に農薬使用の記録を確認し、間違った農薬使用がないか（希釈倍数や収穫前日数などが適切か）、在庫記録と照合し、使用量に誤りがないかを調べます。

農薬に関する責任者や農薬の使用者は、十分な知識を持たない作業員により間違った農薬を使用したり、使用方法を間違えたりするリスクを下げるために活動します。

さらに、農薬に関する責任者は、新薬や最新の防除体系、登録の失効や使用基準の変更など、農薬に関する最新の情報を入手し、知識や技量の向上を図りましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

参考 取組例

- ・ 農薬責任者が配置され、使用計画の作成、農薬散布の指示、散布記録の確認などを行っている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	土づくり	共通	食品安全 環境保全 農場経営管理

番号	管理点	管理基準
61-1	未処理の家畜ふん尿等を、肥料として使用していない。	病原性微生物による汚染のおそれが高いため、施用していない。
61-2	堆肥を使用する場合、その由来を確認している。	① 購入先等に原材料・製造工程・発酵状態・成分などを確認し、病原性微生物による汚染のおそれが低いことを確認している。 ② 自ら堆肥を製造する場合は、原料や未熟堆肥が飛散しないように被覆、汚水が流れないように溝を切る、臭いにより近隣住民に迷惑をかけないようにするとともに、雑草種子や有害微生物の死滅のため60℃で発酵が数日間続くようにする。

1 解説

発酵が不十分な堆肥には、病原微生物や雑草種子が残存している可能性があります。そのまま使用すると、農作物の生育障害などの被害や病原性微生物による汚染、有毒植物の種子の混入など、食品安全上の問題が発生するリスクが高まります。原料の家畜ふんや製造途中の堆肥と、完成した堆肥との接触があれば、完成した堆肥の病原性微生物の汚染リスクも高まりますので、しっかり区分します。未熟な堆肥や原料は食品安全上、大きなリスクだと理解しましょう。

購入した堆肥を利用する場合は、購入先等に原材料・製造工程・発酵状態・成分などを確認して、土壌を汚染したり、外来雑草種子の混入などの恐れがないようにします。

堆肥の製造や保管に際しては、原料や未熟堆肥が飛散しないように被覆する、飛散防止用の囲いをする、発酵の途中で汚水が流れないように溝を切る、集水ますを設けるなどして、環境汚染を起こさないように管理します。切り返しに際しては、臭いにより近隣住民に迷惑をかけないように、注意しましょう。

保管方法については、管理点番号 65 も参照します。

堆肥の施用に際しては、未熟な堆肥を施用すると、病原性微生物や分解されていない抗生物質、外来雑草の種子を環境中に放出することにもなり、環境破壊のリスクも高まります。十分な温度で、長期間発酵させた堆肥を使用しましょう。また、堆肥原料中の除草剤成分（クロピラリド）により農作物の生育障害が発生する事例もあることから、堆肥原料に関する情報を確認しましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）
- ・ 野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）
- ・ 牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について（平成28年12月27日付け28消安第2274号、28消安第4230号、28生産第1606号、28生産第1607号、28生産第1602号、28生畜第1121号、28生畜第1120号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜水産

安全管理課長、生産局園芸作物課長、生産局技術普及課長、生産局農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長通知)

参考 取組例

- ・ 堆肥を使用する場合は未熟なものを使用しない。
- ・ 購入堆肥は購入先に製造工程等を確認し、病原性微生物による汚染や外来雑草種子の混入の恐れが低いことを確認している。
- ・ 放射性物質のおそれがないことを確認している。
- ・ 自ら堆肥を製造する場合は、被覆、汚水が流れ出ないようにするとともに、60℃での発酵が数日間続くようにする。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	土づくり	共通	食品安全 環境保全

番号	管理点	管理基準
62	肥料等（土壌改良の目的でほ場に投入する資材、客土等を含む）を使用する場合は、原材料・製造工程の把握により安全性・成分を確認するとともに、食品安全、環境保全に配慮した施肥設計をしている。	① 使用する肥料等の成分の含有量を把握し、施肥設計している。 ② 「放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要性が低い肥料」として公表されていない肥料等については、購入先等から、原材料・製造工程等の情報を入手し、汚染リスクがないかを確認している。

1 解説

肥料等（土壌改良の目的でほ場に投入する資材、客土等を含む）の成分の含有量や放射性物質の汚染の状況等が不明のまま使用すると、農産物や環境の汚染、農産物の生育障害につながる可能性があります。

このため、まずは使用する肥料等の成分の含有量等を把握した上で、適切な施肥を行うために施肥設計を行います。

また、肥料等の安全性については、放射性物質に関して「放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要性が低い肥料」の表が公表されています。この表に含まれない肥料等については、原料の内容及び原産地、採取地、放射性物質の検査結果等を肥料メーカーや販売店などから取り寄せて確認します。

また、活力剤、土壌かん注用の微生物資材など、効果ばかり強調されて原材料や製造工程、成分等が不明な資材は、安全性が確認できないため使用を避けましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）

参考 取組例

- ・ メーカーのホームページや保証票などで、堆肥等の有機物を含む肥料の成分量を把握している。
- ・ 堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計を行っている。
- ・ 土壌改良材は、効果が第三者の目で認められており、原材料や製造工程、成分等を把握し、安全性が確認できたものを施用する。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	土づくり	共通	環境保全

番号	管理点	管理基準
63	土壌診断の結果や施肥基準等で示されている施肥量・施肥方法等に即した施肥計画・設計を立てた上で、施肥を実施している。	① 土壌診断の結果を活用するとともに、施肥基準等を参考に施肥設計を行っている。 ② 緩効性肥料や肥効調節型肥料の利用、局所施肥等により施肥量を削減している。 ③ 追肥は作物の生育に合わせて行っている。 ④ 堆肥由来の成分を考慮し、施肥量を決めている。

1 解説

農作物は、施用された肥料成分の全ては利用できないため、肥料成分の一部が環境中に溶脱、流亡又は揮散します。このため、過剰な肥料成分量を投入すると、環境汚染（地下水汚染、塩類集積、一酸化二窒素発生等）のリスクが高まります。一方、肥料成分の不足により生育不良が発生するリスクもあります。

このような環境汚染のリスクを下げるため、土壌診断等により土壌状態を把握し、その結果に基づいて施肥設計を行います。

また、適切な土壌管理には、現状を把握することが欠かせません。土壌診断や作物診断等を実施し、作物特性やデータに基づいた適正な施肥に努めましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 地力増進基本指針（平成 20 年 10 月 16 日付け農林水産省公表）
- ・ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）

参考 取組例

- ・ 作物の生育状況や前作の収量等を把握したうえで土壌診断を実施し、県の施肥基準や地域の栽培暦等を参考に施肥設計している。
- ・ 堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計を行っている。
- ・ 施肥用機械・器具の点検・整備を行っている。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	土づくり	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
64	使用した肥料等は記録し、保存している。	<p>下記①～⑥を記録し、保存している。</p> <p>① 使用場所（ほ場の名称等）</p> <p>② 対象作物</p> <p>③ 使用日</p> <p>④ 肥料・資材の名称</p> <p>⑤ 使用量、使用面積</p> <p>⑥ 施肥方法、施肥機械、作業者名</p>

1 解説

肥料の使用状況は、作物の生育状況と比較することにより次作の施肥設計の参考とすることができます。農産物の品質に問題が生じたり、収量が低下した際には、使用記録を確認することにより原因追及の一助とすることができます。

これらの目的のために、以下の項目に関する肥料等の使用記録を作成し、保存します。

- ① 施肥した場所（ほ場名等）、対象作物
- ② 施肥日
- ③ 肥料等の名称
- ④ 施肥量、施用面積
- ⑤ 施肥方法（散布機械の特定を含む）
- ⑥ 作業者名

肥料等の使用記録には、農産物の生育に係る資材を全て記載します。農薬に含まれない葉面散布剤、堆肥、土壌改良材、微生物資材等についても記載しましょう。

肥料等の使用記録は、事故が発生した際の原因調査や、取引先からの求めに応じて証拠を提示するなど、事故や要請に対応するためだけではなく、栽培工程の見直し、施肥方法の効率化や効果の検証などにも活用でき、農場の経営上、重要な記録です。

保存性の高い媒体で適切な期間保存し、農場経営の見直しに活用しましょう。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第

参考 取組例

- ・ 施用日、施用場所、施用した農作物、施用した肥料の名称、施用面積、施用した量を台帳に記帳管理している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI 栽培管理	全般	共通	食品安全 環境保全 労働安全

番号	管理点	管理基準
65-1	肥料等の保管は、食品安全、環境保全、労働安全に配慮している。	① 覆いがあり、直射日光や雨の当たらない場所に保管している。 ② きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料等がない。 ③ 肥料等を直接土の上に置かない。 ④ 肥料等が農産物や収穫・調製関連の機械・器具と接触しないように保管・管理している。 ⑤ 農薬入り肥料や石灰窒素など農薬登録のあるものは、ほかの肥料等と区別して保管する。 ⑥ 堆肥の保管は、流出、浸出液による水源汚染や、原料の家畜ふんや未熟堆肥との交差汚染を防ぐ対策をしている。 ⑦ 発熱、発火、爆発の恐れがある肥料は保管方法を確認し、適切に保管している。 ⑧ 大量に肥料を保管する場合は、荷崩れ等が起こらないようにしている。
65-2	肥料等の在庫台帳の作成と肥料等の管理を実施している。	① 肥料等の在庫台帳があり、入庫・出庫の記録がある。 ② 台帳を基に在庫管理を実施し、余分な肥料を購入することを防いでいる。

1 解説

肥料等（葉面散布剤、堆肥、土壌改良材、微生物資材等も含む）を適切に保管しないと、肥料の固化、劣化が進み、包装が傷んで漏えいする、崩れやすくなる等のリスクが高まります。その結果、農産物や環境を汚染する危険性が高まるとともに、作業者の安全性にも影響があります。

環境面では、肥料が漏れれば窒素等による水源汚染などの悪影響が生じます。食品安全の面では、肥料等が農産物や収穫・取扱関連の機械・器具等と接触して汚染の原因にもなります。未熟な堆肥（病原性微生物が未殺菌の可能性）と完熟堆肥との交差汚染が生じれば、堆肥使用を原因とする農産物等の汚染が起こるおそれがあり、それにより大きな食中毒事件が発生する可能性があります。その他、こぼれた有機質肥料に小動物や虫が集まり、さらに肥料袋を食い破られたり、周囲が汚染されたりすることもあります。地面からの湿気や雨等により、肥料が固まり、カビが生えるなど品質の変化・劣化が起こる場合もあります。

大量に肥料を保管する場合、肥料袋を不安定に積むことは作業者を巻き込む崩落事故の原因になります。また、こぼれた肥料に接触し、かぶれ、化学物質による火傷等の被害が出る場合があります。

こうした事故のリスクを低減するため、適切な管理方法として以下のようなことに取り組みます。

- ① 肥料が日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないようにするため、雨が吹き込んできたり、雨漏りしたりしない覆いがある保管場所を選びます。肥料袋に直射日光が当たると袋が劣化して破れる可能性があります。シートをかけるなど日が当たらない工夫をします。
- ② 入出庫のたびに清掃するなど、肥料等の保管場所にごみやこぼれた肥料がないようにし、その都度、袋等の劣化がないか確認します。
- ③ 地面からの湿気を防ぐため、肥料等をパレットの上に載せるなど直接土の上に置かないようにします。
- ④ 農薬入り肥料、石灰窒素など農薬登録のあるものは、他の肥料等と区別して管理します。
- ⑤ 堆肥を保管する場合、流出、浸出液による水源汚染を防ぐため、床を不浸透性材料（コンクリート等）で作る、漏水しないように溝を設ける、風雨を防ぐ覆いや側壁を設ける、シートをかける等の対策を講じます（管理点番号 61 も参照）。
- ⑥ 原料の家畜ふんや製造途中の堆肥と、完成した堆肥との接触を防ぎます。

肥料には発熱・発火・爆発を起こす可能性のあるものが含まれます。それらの中には、消防法で保管量や保管方法が規制されているものもあります。その場合、保管量によっては消防署に届出が必要な場合があります、火災などの事故を防ぐため安全な方法で保管します。

- ① 保管している肥料（保管する予定の肥料）に硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、硝酸カルシウム、硫黄粉末、生石灰が含まれるかどうか確認します。
- ② 上記の肥料がある場合、販売店あるいはメーカーに保管方法を確認し、指導に従って適切な保管を行います。
- ③ 保管量によっては規制の対象となる場合があるので、保管量について相談します。硝酸カリウムの中には粒状になっていて消防法の対象外のものもあります。
- ④ 保管量が規制の対象となっている場合、消防署の指示に従って届出を行います。十分な保管条件を整えたら、在庫管理を行います。

適切に在庫を管理することにより、計画的に肥料を購入できるようになり、過剰在庫を防止できます。肥料使用記録と連動させ、肥料を適正に使用していることを説明することが可能になります。

- ① 肥料等ごとの在庫量、出庫量、日付がわかる在庫台帳を用意し、入出庫ごとに記帳します。

② 納品された肥料等を、すぐに全量使ってしまう場合、納品書に使用日を記載し保管します。

③ 自家製の堆肥など、袋詰めされていないものの場合「2 tトラック2台分」「マニュアルスプレッダー3回分」といった、分かる範囲で工夫して記録します。

これらのことを遵守し、適切に保管、在庫管理し、肥料等に起因する様々な事故のリスクを低減します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

参考 取組例

- ・ 肥料を直射日光や雨水等が当たらない、屋内や屋根等の覆いの下で保管している。
- ・ 直接地面に置かず、パレットやシート等を活用する、開封したものは口を閉めて保存する等、湿度による劣化、飛散、異物等の混入を防止している。
- ・ 危険物に該当するものの有無を確認し、法令等に基づき保管している。
- ・ 在庫台帳にその入庫・出庫状況を記録している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VII 専用項目	全般	共通	労働安全

番号	管理点	管理基準
66	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置を行っている。	① ボイラー設置時の届出、落成検査等を実施している。 ② 取扱の有資格者の中から取扱作業主任者を配置している。

1 解説

ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置に関しては、法令に義務付けられており、以下の対応をする必要があります。

① 設置時の届出、落成検査等の実施

小型ボイラーの設置の際、設置の報告を行う必要があります。第一種圧力容器は、設置届、落成検査が必要で、検査に合格すると検査証が交付されます。

② 必要な場合は取扱作業主任者の設置

第一種圧力容器（小型圧力容器等を除く）の取扱いを行う場合、事業者は普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会修了者等の有資格者のうちから作業主任者を選

任しなければいけません。

ボイラーの圧力や乾燥機等の種類によっては、他の資格が必要な場合や講習の受講のみで使用可能なものもあるので、導入する装置に適した資格や講習を把握し、適切に対応します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令 33 号）

参考 取組例

- ・ ボイラーの種類に応じた設置・使用に関する届出等を実施している。
- ・ 法令等に従い、必要に応じて第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会の修了者等の有資格者を取扱作業主任者に選任し、配置している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VII 専用項目	全般	共通	農場経営管理

番号	管理点	管理基準
67	ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存を行っている。	ボイラー及び圧力容器の定期自主点検を実施し、点検結果の検査記録を3年間保管している。

1 解説

「ボイラー及び圧力容器安全規則」では、ボイラー及び圧力容器の定期自主検査を行い、記録を3年間、保存することが義務付けられています。

農場で使用する予定のボイラーが、当該規則及び関係する法令等により、どのような規制の対象となるか確認し、有資格者を配置、点検の実施を行い、事故が発生しないように管理します。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令 33 号）

参考 取組例

- ・ 使用しているボイラーが、関係する法令等により、どのような規制の対象となるか確認し、法令等に応じた対応、点検を実施している。

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VII 専用項目	全般	果樹（りんご）	食品安全

番号	管理点	管理基準
68	りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の防止・低減対策を実施している。	収穫用コンテナの洗浄や、傷果発生防止のための丁寧な収穫、出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底を行っている。

1 解説

りんご果汁は、かび毒の一種であるパツリンによって汚染される可能性の高い食品として知られています。原因はりんごを長期保存している際に、パツリンを生成する土壌菌（ペニシリウム属及びアスペルギルス属の一部のかび）が繁殖し、りんご果実中にパツリンが蓄積するためです。そのため、厚生労働省は、りんごジュースや原料用りんご果汁にパツリンの規格基準を設けています。

このパツリンによる汚染のリスクを低減するため、生産から出荷までの各段階で、りんごにパツリンを生成する土壌菌の付着を防ぎ、パツリン汚染の防止を徹底します。特にりんご果汁の原料として出荷するりんごは、果実表面の傷口から菌が侵入しやすいので、以下のような対策を実施します。

- ・ 土がついた手で収穫・運搬しない。
- ・ 収穫用コンテナ等は清潔な水で洗浄して泥や汚れを落とす。
- ・ 収穫用コンテナは地面に直置きせず、シート等の上に置く。
- ・ 風ひょう害や落下等により傷がついた果実は、健全な果実とは分けて管理し、長期保管、貯蔵しない。
- ・ 果実に傷が付かないよう収穫から出荷まで丁寧に扱う。
- ・ 貯蔵中に菌を増殖させないように、できるだけ低い温度で果実を保管する。

こうした取組を実施するとともに、出荷の際に傷みがないか、腐敗果が混ざっていないか、確認します。

洪水等によって汚水を含む泥水をかぶったりんごは、洗うことで外見上は問題がないように見えても、保管中のかび毒汚染や、病原性微生物等による汚染の可能性があるため、青果用だけでなく、加工用としての出荷も控えます。

※国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）より引用

2 関係する法令等

- ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・ 食品、添加物等の規格基準の一部改正について（平成15年12月5日付け15消安第3949号消費・安全局長通知）

参考 取組例

- ・ 傷果発生防止のための丁寧な収穫・出荷、選果段階における腐敗果の選別等を徹底している。